

議 事 日 程 (第 1 号)

平成24年 9 月12日 (水曜日) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成23年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成23年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 議案第54号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 東白川村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第58号 平成24年度東白川村一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第16 議案第59号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第17 議案第60号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第18 議案第61号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第19 議案第62号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第20 議案第63号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第21 同意第 6 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 認定第 1 号 平成23年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 2 号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 3 号 平成23年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 4 号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 5 号 平成23年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 6 号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 7 号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員 (7 名)

1 番 村 雲 辰 善

2 番 桂 川 一 喜

3 番 樋 口 春 市

4 番 服 田 順 次

5番 今井保都
7番 安江祐策

6番 安倍徹

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	安江弘企	会計管理者	安江誠
総務課長	松岡安幸	村民課長	安江清高
産業建設課長	小池毅	教育課長	安江良浩
国保診療所 事務局長	安江宏	国保診療所長	北川浩司
監査委員	安江正彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井修輔
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの10日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成24年9月12日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成24年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成24年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成24年6月25日、平成24年7月27日及び8月30日。

3. 検査の結果 平成24年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成23年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（安江祐策君）

日程第4、平成23年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

平成24年9月12日、東白川村議会議長 安江祐策様、東白川村長。

平成23年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成23年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況について、毎年、議会に報告することになっておりますので、東白川村の出資しています3つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を提出して報告するものです。

なお、提出書類につきましては、去る8月20日に行いました第8回議会全員協議会と総会で配付、説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成23年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成23年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（安江祐策君）

日程第5、平成23年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成24年9月12日、東白川村議会議長 安江祐策様、東白川村教育委員会教育長。

平成23年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成23年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は、その所管をいたします事務事業について点検評価を行い、それを議会へ報告するものと定められておりますので、その規定により報告をさせていただきます。

なお、報告及びその説明につきましては、先般8月20日の議会全員協議会において報告書を提出させていただき、説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成23年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. 第36回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成24年9月16日、議員全員。
2. 小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成24年10月6日、議員全員。
3. 保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成24年10月13日、議員全員。
4. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成24年10月21日、安倍徹議員。
5. 東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成24年11月2日・3日、議員全員。
6. 可茂地域市町村議会議長会議員研修会、可茂地域市町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める、可児市文化創造センター、平成24年11月16日、議員全員。
7. 秋フェスタ'12、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成24年11月18日、議員全員。

以下、次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告します。

よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は6名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

今回は、村の今後の活性化についてとせせらぎ荘改修についての2点について質問をさせていただきます。

前にも買い物難民について質問をいたしました。その後、間もなく村の中心にあった店舗風花屋が閉店となり、多くの住民が不安な思いをしていることは十分御承知のことと思います。

現在、旧風花屋駐車場で商工会が日曜ふれあい朝市を開いて、住民の不便の解消に努力いただいていることには心から感謝するものでございます。

6月の議会で、旧風花屋の建物を村が取得をしたいと提案され、その折、今後、住民のためになる利用に使われ、村の活性化につながっていく利用を条件に認めたものでありましたが、その後、どのような検討が行われ、どのような状況になっているのかわかりませんが、このことは住民の方々にとっても大変重要なことでもあります。住民の方々におきましても大きな期待を抱かれていますことでもありますので、現段階で検討されている利用の方向性をいつごろをめぐりに決められるお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、体が弱い方、家庭介護を要する方の身体的・精神的労苦の軽減を図る目的として、高齢者生活福祉センターせせらぎ荘として、県下でいち早く平成4年に建設をして、多くの方に利用がされております。当初は1日の利用も15名に満たない程度でしたが、現在では1日30名余りの利用があり、施設が手狭で、現場では大変苦勞をされているようでございます。一部増改築が行われているものの、現在のスペースでは、今後、村の超高齢化に対応していくには非常に困難な状態となっております。高齢者の人たちが安心して住める村、健康で明るい長寿村を目指すためにも、現在の施設も既に20年がたち、至るところに支障が出てきている現状ですので、安心・安全なサービスを提供していくためにも施設の改修は不可欠なものと思いますが、どのようにお考えか、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、2点について、よろしくお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えを申し上げます。

旧風花屋の取得については、管財人の配慮と債権者の理解と地権者の御協力のおかげをもちまして、8月13日に予算額の支払いにより取得をいたしました。登記も終わり、村有財産となりました。

御報告を申し上げます。

その後、土地の賃貸借は、地権者の方2名と、面積・金額について話し合いをして、合意に至りました。6月議会でお認めいただきました金額が11万2,000円不足をいたしましたので、今議会に補正を上程いたしております。よろしく願いをいたします。

それから、建物の中にはまだ備品が残っており、使えるものもあります。また、管財人のお仕事が終わりと、結審するのは11月20日と伺っております。議員御指摘のように、住民のためになるとともに、村の活性化につながる事が理想であり、それに向かって、順次進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

次に、せせらぎ荘の御質問ですが、議員御指摘のように建設して20年が経過しております。当然経年劣化による修理箇所やふぐあいなものも出てくる事が予想をされます。修理、改修は必要なものから行うのがよいと思っておりますし、全面的な大改修については今後の問題として検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、私も福祉協議会の会長として、職員の意見を聞きながら、役員会に相談をして、また議員の皆様方にもお知恵を拝借したい、このように考えております。

いずれにしても一つの時代が過ぎて、大変高齢者が多くなり、利用者も多くなってきているのが現状でございます。議員の御意見のように今後進めてまいりたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

村が旧風花屋を取得されることになったということは、住民の皆さん方、本当に御不便な思いをされておるといふことと、また商業、あるいは村の活性化がいま一つ元気が出てこないといふことで取得をされたといふふうに思っております。しかし、村長も、恐らくそれなりの何らかの思いがあって、これを利用して村の活性化につなげていこう、また住民の皆さん方の不便の解消をしていこうというお気持ちがあることと思っておりますけれども、この点については詳細な御説明をいただいておりますので我々もわかりませんが、我々議員におきましても、本当に多くの住民の皆さん方からこの旧風花屋の利用について関心を持たれております。今回は、本当に住民の声というものも無視できないことになってくると思っておりますので、住民の皆さん方の御意見を聞かれるような機会を設けられるのかどうか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

それから、現在、移動販売が行われておって、多くの住民の方々が大変お世話になっておる魚利屋さんでございますけれども、これが10月の半ばをもって移動販売をやめられるといふふうに伺っております。閉店の御挨拶ということで、ここにいただいておりますけれども、これにつきましても多くの高齢者世帯、また独居の方々におかれましては大変重要なことになってまいります。前回もこの買い物難民について御質問をいたしましたけれども、その後、何ら対応もされていない、検

討もされていないような状況の中で、今後、一体どのようにお考えになっていくのか、本当に高齢者の方々、特に足のない方々におかれましては、食材等を求めるのに大変なことになると。雑貨等におきましては、1週間なり1カ月間の賞味もありますけれども、生物等については1日か2日でまた買い出しに行かなければならない。車を頼んで、買い出しに行かなければならないというような現状が出てまいります。特に西洞、加舎尾、中谷、神付、中通のところはこの魚利屋さんにかかっておりますので、この点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、福祉センターにつきましては、本当に20年間の月日がたって、先日も視察に行っていました。居室のところ非常に大きな段差があって、高齢者の方々が本当に不便を感じておられるような状況でございますし、中庭で現在、居室に採光、光を取り入れるようなスペースがございますけれども、ここも光を取り入れるには最適なものであるとは思いますが、敷地の有効な利用として、あそこを居室にするようなこともひとつ考えていただきたい。あそこの屋根の銅板も大変腐食をしております。今にも雨漏りもしてくるだろうと思っておりますので、ああいった空間を利用するような御検討もいただきたい。

特に年寄りがどえらいふえてくるというわけではございませんけれども、超高齢者、75歳以上の方、今、本当に元気な方が多く見えるわけでございますけれども、ふとしたことから病に陥るとか、体を壊す方も多く見えますし、高齢の方ということもあってなかなか回復もしてこないということで、ああいった重要な施設はやはり行政としてきちんと改修等を行っていただいて、安心・安全に老後を過ごしていただけるような指導というものもしていただく必要があると思っておりますけれども、その点についても、また再度お伺いしておきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

風花屋の商業施設の問題ですが、10月7日に移動販売をおやめになるというお話でございますが、ちょっと10月7日までには間に合いませんが、私もいろいろ思いがございまして、いろんなことで話し合いをしておりますが、まだ公表をする時期にございませんので、議員の御不満もよくわかるわけですが、なかなか裁判所とのお話というものは一朝一夕にいかない。時間が経過をしまして、特に風花屋の問題については、ずうっと前から思いは同じでございまして、遅々として進んでこないのが現状でございまして、やきもきしておりましたが、どうやらここで解決の糸口が見えてまいりまして、何とか旧風花屋で商業施設が成り立つように、そしてまた今おっしゃいましたように、足のない方々への配達とか、そういうものもできるような、そんな商業施設ができるというのを思っておりますし、商工会のほうでもそのような計画を皆さんでお話し合いされておるようでございます。具体的にこうしますというところはまだ出てまいりませんので、もう少しおくれるかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、せせらぎ荘につきましては、雨が漏らないように、そしてスムーズな行き来ができるようにという現状の施設を修理していくことは、これは必要に応じて、毎年少しずつやっておると

ころでございますので、今後もそのようなことで続けてまいります、お年寄りのニーズが、現状の方と、またもう10年、20年たった方のニーズがどんなふうに変ってくるのかなということも考えながら、将来のことはまた考えてまいらなくてはならないと思っておりますので、これもまた御理解をいただきたいと思いますが、いずれにしてもお年寄りの利用する方がふえてまいったということは、それだけお年寄りの方のニーズが変わってきておるということでございますので、それに我々がおくれをとらないようについていかななくてはならない、こんなふうと思っておりますので、今後とも御協力をお願いしたいと思います。

現状についてはおっしゃるとおりでございますので、よく承知をしております。今後ともよろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

それで、移動販売が10月の半ばをもって閉店をされるということでございます。ここに閉店の御挨拶ということでいただいておりますので、ちょっと読み上げさせていただきますと、バスの最終便は10月12日に五加、下野方面を最終便とされる。16日に五加、中川、平方面、17日に神土、西洞、神付、加舎尾、18日に神土、神付、中通方面を最終として、店のほうも11月30日までに閉店をされるということでございます。

それで、高齢者の方、高齢者世帯、独居の方々为本当に買い物に困るわけでございますので、デマンドバス、あるいは前回も申し上げましたようにデマンドタクシー、あるいは移動販売なり、何らかの手だてをしないと、毎日のことですので、この点についてお答えいただけなかったわけですが、何らかの業者を派遣するとか、福祉バスを利用していただいで買い物に来ていただくとか、何らかの対応を検討していただかなきゃならないと思いますけれども、この村にはタクシーもございません。白タクを容認するというようなわけにもまいりませんので、何らか検討をされる余地はあるのかなのか。これはしようがないよと。勝手にやられるで、勝手に近所の人に頼んで食材を求めに行ってくださいよというようにお勧めになるのか、恐らく十数名の方はこのことで不便を生じられるというふうに考えております。この点について、再度質問をいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おやめになる方は、これはまあ御自分の御都合や車の都合や、いろいろあろうと思っておりますので、やむを得ないことだと思いますし、また遠くにあつて、特に買い物に困ってしまうという方は当然外出もできないような方であろうと思っておりますので、これは福祉関係が恐らく把握をしておりますので、人員を特定いたしまして、どうしても買い物に行けなくて困るよという方、お隣の方にも頼めないよという方、商業施設ができるまで、何とか村のほうでも福祉関係、いろいろ把握を

しておる団体もございますので、対処してまいりたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

続きまして、5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をいたします。

初めに、再生可能エネルギーの推進について。

日本のエネルギー政策はどうあるべきか。原発のあり方についての議論が高まる中、目標とするところは電気の地産地消ではないかと思えます。

村は、本年も住宅用太陽光発電設備の補助金180万円、10基分が予算化されております。申し込み状況はどうなっていますか。

平成21年度に小学校へ太陽光発電が設置されましたが、その後、公共の建物等への設置も現在のところありませんが、環境、学習効果、それに発電の実利の面からも価値があると思えます。

来年度の政府の予算概算要求基準案では、経費を削る一方、節約できた額に応じて原発を代替する再生可能エネルギーなど、環境分野には大幅な予算が認められるとの記事もありました。公共の太陽光発電の計画はあるのか、ないのかをお伺いいたします。

また、再生可能エネルギー小水力発電を設置する場合に、河川を管理する国や県の許可が必要とされていましたが、国は今回、水利権を持っている人の同意を得れば、国や県の許可を不要とする方針を決めたようです。登録すれば、事業に着手できるようになりますので、今後、普及に向けての行政の後押しを期待するわけですが、お考えをお聞かせください。

次に、産業活動の活性化について。

東白川村第4次総合計画には、村民が不便なく買い物ができる環境づくりを施策の目標にしてあります。

東白川村商業開発協同組合の施設、旧風花屋を村が取得されましたが、村民の声を聞きますと、活力ある商業振興を望んでおります。一日も早い対応を期待するわけですが、現在の状況と今後の対応をお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

自然エネルギーの御質問ですが、村では、太陽光発電を試験的に小学校に設置をいたしました。東白川でも十分太陽光発電ができることがわかりました。村民の皆さんにつけていただけるように支援をふやしております。まだ十分とは思っておりませんので、今後とも支援を続けてまいりたいと思っております。

また、公共施設については、国の費用でできるニューディール事業というのがございましたので、

これは災害時の避難場所として、中学校、役場、村民センターに設置し、そしてまた電気をためて使うという計画をしております。しかしながら、この事業が東北の大災害によりまして、まず24年度、この事業が東北中心となって、岐阜県には一件もいただけませんでした。引き続き要望してまいりたいと。これは10分の10の事業でございますので、できるだけ大きな発電をしたい、こんなふうに思っておりますが、では、いつやれるかということがわかりません。自前でやればできるわけですが、そこの辺のところがちよっと財政との相談となるわけでございます。東白川村にできるように、引き続き運動していく予定でおります。

それから、太陽光発電は、村民の方々、自分の家につける小さなものですが、たくさんつけていただいておりますし、今後ともこれは補助しながらふやしていただきたいと思いますので、支援を始めてからの実績と今年度は途中までですが、数字のほうは係から報告をいたします。

それから、水力発電にも前々から関心を持っております。国の事業で15カ所調査をいたしましたし、ことし8月に2カ所、農林事務所が調査に行ってくれました。これは、できた電力をどう使うかということが問題でありまして、この農林関係の予算で行いますと農林関係の施設に使えるということでございますので、私どもの村は農林関係の施設ばかりでございますので、十分に、かなり大きなものをつくっても大丈夫ということでございますが、これもまた県の予算の中でやることでございますので、今後、御相談を申し上げ、また要望してまいりたいと思っております。

次に、商業施設の件ですが、申しわけございませんが、樋口議員に対するお答えと一緒にございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

太陽光発電システムの現在までの実績でございますけれども、平成22年度から助成事業が始まりまして、今年度の途中までで全体で19件の御利用がございました。発電能力で103キロワットでございます。補助金額は3年間で231万8,000円出しております。投資金額といえますか、設置に要した工事費ですけれども、6,100万円ぐらいになっております。

平成24年度につきましては、現在のところ4件の利用がございまして、補助金額は61万3,000円を支出しておりますので、まだ6基分で108万ですけれども、予算上は118万ほど残っている状態でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、太陽光発電の数字的なこともお聞きしましたので、これは村民の側のほうがまだまだそれに対しての費用の面とか、いろんな面でまだ考えている最中かなと思うわけでございますが、公共施設については、やっぱり村長がさっき、やりたいけれども、金がないとおっしゃっていましたけれ

ども、金は、何とかすればできるのが金であって、その意欲がやっぱり第一だと思いますので、その辺の意欲をもうちょっと見せてもらえんかなあというふうに思います。

それから、商業施設については、3番議員のほうで具体的に説明がありましたけれども、私が思いますには、風花屋の解決問題、大変苦勞されているのはよくわかるんですが、やっぱり解決と同時に、今後の対応をどうするかということを同時に進めないと、長引けば長引くほど村益が損なわれます。村長は挨拶の中でも村益に集中して取り組んでいくということをおっしゃっていました。やはりこれは、村にとっては村益が損なわれますので、本当に一日でも早い対応を、村民の民意はそういう意見であるということを確認していただきたいと思います。その認識があってこそ、初めて行政もそれに意欲的に取りかかれるのではないかと思いますので、村長のそこら辺の認識をもう少し、どう捉えているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

先ほど樋口議員にも申し上げましたように、村民の利便性と、そして村の活性化を頭に置いて、鋭意努力をいたしております。どういう努力をしておるかということは、もう少し時間をいただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

今井保都君。

○5番（今井保都君）

本当に努力されていることは私たちも十分承知をしておりますので、今回あたりは大体いつごろまでにはちゃんと方向性が出ますというようなところまでをこの議会で聞きたいなあというのが私の個人の見解でございますので、村長、ちょっと日にち的なこともおっしゃっていましたけれども、もう少し堂々と、村にとっては本当に買い物をするところがゼロになるということは現実でございますので、食べ物がないということは、村で生きていけないというのか、陸の孤島になっておるような現状でございますので、その辺をぜひもう少し認識して、いつまでには大体結論を出しますというふうな答弁まで、ちょっとここで出していただきたいなあと思いますけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

立派な道路もできましたし、陸の孤島にはならないと私は思っております。ただし、車の運転ができない方、体の不自由なお年寄りが困られるということは十分に承知をしておる。そしてまた、旧風花屋にどういう使い方をするかということは、今、いろんな方に御相談申し上げて、考えておるところでございますので、一つだけではございませんので、今、発表して、これを幾日までにや

りますというめどは立っておりません。はっきり申し上げますが、まだ皆さんにお知らせをする段階ではないということですので、御勘弁をいただきたいと思いますが、困られる方については、先ほど樋口議員にも申し上げましたように、私のほうで把握をして、何とかしなきゃならんと思っておりますので、また御協力いただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目に、今後増加すると思われる耕作放棄地対策についてでございます。

最初に申し上げておきますが、耕作放棄地、いわゆる荒れ地ではございません。一応農業の統計上の言葉でございますので、1年間作付をしていない。そしてまた、今後五、六年はつくる意思がないという農地を指します。国では、この前発表があったみたいで、農業耕作者の年齢が日本は平均で66歳になっているよということなんです。岐阜県は69.1歳でございます。4歳も高齢化しているわけですが、東白川についてはちょっと統計をとっておりませんのでわかりませんが、高齢化が進んでおるということ。

それから、高齢化が原因で、過去20年前と比べると、国では40万ヘクタールと書いてございましたので、どの程度か想像もつかないわけですが、広大な土地が耕作放棄地になりつつあるよということでございます。10年間で2.7倍にふえたと書いてございました。

特に多いのが土地持ちの非農家という部分でございます。いわゆる生活を農業に依存していないという人、そして、ここでいいますと不在地主を指すと思います。これはどうして起きるかといいますと、農業で生計が立てられない。まちへ働きに行く。その結果が、農地を故郷に放っておいて出かけていく。両親も亡くなってくるという状況になるかと思えます。

それで、残された子孫は、農地は課税価格が非常に低いということで、別に税金もかからんし、都合が悪いことは何もないわけでございます。日々の生活に一生懸命でございますから、当然忘れられていくということでございます。こういうことが原因となって、今後ふえる可能性があるわけでございます。

当村では、平成10年度から中山間地域直接支払制度などによりまして、村づくりに取り組まれてまいりました。現在では、新世紀工房も、社員などにつきましては利用できるところは利用をする方向でしてまいりましたし、それから、遊休農地につきましては補助金を出しまして、5年間の特定財源でございますが、たくさん利用をされております。補正も組まなきゃならんような状況でございます。現在のところは、今まで打った手当が非常に有効に働いております。このことはよろしいんですが、人口の高齢化などに伴いまして、さきに述べたように不在地主がふえ、さらに維持をする、周囲の人が維持をするという意味ですが、維持をする人も高齢化になりまして、維持ができなくなるという結果を予想しなければならんと思います。これは、来年というわけではござ

いませんが、人口の動向の予測と同時に、この農地の荒廃の予測もこれから立てていかなければならないのではないかと思います。

国は、こういうことを見越しまして、農業の大規模化を進めております。これは、農地法を緩めたり、いろいろいたしているわけですが、田んぼでいいますと、世界では200町歩というような単位になるんですが、日本では20町歩か30町歩ぐらいを一人で経営するという形でないと経営していけないわけですが、ここには新世紀工房というサポート部がございまして、現在は農地の管理を主体としてやっただいております。先ほど申し上げましたように、少しだけお茶のところで経営をされているようですが、この辺のところの遊休農地を利用して、一時経営をしていくというような手法も必要ではないか。そして、やりたいというまちの人があれば、そこへ入っただいてやるというような手法をこれから考えていく必要があるのではないかと考えております。

今後の遊休農地、耕作放棄地については村長も頭を痛めておられるとは思いますが、現状を村長はどのようにお考えかを伺いたいと思います。

2点目は、旧共同店舗の利用方法についてでございます。

ちょっと先ほど2名の議員の皆様から質問が入っておりますので、視点を変えて質問をしたいと思います。

平成7年ごろから東白川の商業が大店舗にとられてしまうのではないかと。それから、品数が少ない個人の店ではちょっと対応ができないんじゃないかということが商工会で検討をされまして、平成10年か11年ごろだと思っておりますが、4年間ぐらいかけまして研究をされました。ここにその当時の資料を持ってきているわけなんですけど、中小の商業活性化事業ということで、このような雑誌を出されまして、これでたしか3部ぐらいになると思います。研究をされました。今の状況によく似ておまして、この中では地域の住民の皆さんのニーズがどんなものであるかというアンケートもとられました。いろんな意見がこの中に出ているわけですが、そういうものをとられまして、大店舗を地区の方でつくられたわけでございます。これは事業化としましたけれども、いわゆる予算といえますか、県の要望の中には取り込めなくて、個人といえますか、4人の方が進められたわけでございます。一時は3億5,500万という年間の売り上げがありまして、その当時は、白川町、あるいは加子母、たくさんの方々、1日約420人ぐらいのお客さんがお見えになっております。これ、統計上でございます。それほどまでになったわけでございますが、残念な結果となってしまいました。

今回もいろいろ村が取得をされまして、村民の皆さんもどうなるやろうというのは先ほどの質問でもありました。これは、今、商工会でも何回も会議を開かれまして、要望が村長のほうへ出ていくように伺っております。ただ、私は、この要望書を事前に拝見したわけなんですけど、前の商業活性化を図ろうとって取り組まれた様子とちょっと様子が違っておりまして、この当時は自分で資本を出そうと。それでもってやろうということで、自己資本を5,000万つくろうと。足らんとところは借りてやろうという大変な勢いがございました。

今回は、お伺いをするところによると、村が主体をしてくれと。それで、私たちはそこへ商品を並べましょうという話のように伺っておりますが、まだ資本計画も途中でございまして、どのよ

うになるかわかりませんが、今までのところはそんなふうでございます。

これは、前の商業開発施設、今の風花屋なんですけど、ランニング経費の中の、例えば光熱費だけですが、年間で約800万かかりました。それで、節約が必要ということで、最終的にはたしか650万ぐらいまでは何とかなつたんですが、大店舗でございまして、それ以上は節約することができなかった。言いかえれば、村が経営して、諸経費を持って、利用していただくということになると、それだけの経費がかかってくるということでございます。さらに、土地の借り上げ料などを含めると、莫大な費用がかかっていくわけでございます。その辺も考慮しながら、これから東白川の商店街を活性化しなければならぬんですが、今までの村がやってくださいというようなことではちょっと難しいのではないかなと思っております。

いずれにしても、お二方の質問にもございましたように、何とかしなければならない事案でありますので、ここでは検討をしていく必要があると思っております。

もう一つ、この当時は、2回ぐらいにわたりましてニーズ調査をいたしております。いろんな意見が出てくるわけですが、中には、そんな大店舗をつくっても、私はまちへ買いに行くなんていう意見も出ているわけなんですけれども、まず商業の方はもう要望が出ておりますので、今度は利用者側たる村民の皆さん、それも各年齢層にわたりまして一度調査をされたらどうかなあ。先ほどの御答弁でいいますと、11月20日、年度内は結論が出ないということでございますので、時間は十分ございます。その辺をしっかりとつかんだ上で事を進められてはいかかかと思っておりますので、その点について、村長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、農業問題はこの耕作放棄地に尽きると言っても過言ではないと思っております。東白川村の耕作放棄地対策事業は独自のものであり、面積条件等、何もございません。今のところ大勢の方に利用していただいておりますし、今後も延長し、そしてまた多少の支援も増してまいりたい、こんなふうには思っております。ぜひとも皆さんに使っていただいて、農業ができない方をお隣の方が農業をふやすというような形になれば一番ありがたいわけでございます。こういう事業は国の事業でもございますが、これはもう全部面積要件がございますので、本村のような小さな農業ではとても太刀打ちのできる面積ではございませんので、いずれにしても、大きなことはいいことだということばかりは言っておれない。小さなことでもしっかりやると、そういうような考え方で我々は生きていかなくてはならぬと思っております。

小さな固まりでも、幾つも集まれば力が出ると考えております。今までやってきた放棄地対策の年次別の面積とか金額は係のほうからまた御説明を申し上げます。

次に、風花屋の利用についての質問ですが、樋口議員、今井議員にもお答えしたところですが、それぞれに心配をいただき感謝を申し上げます。今、話の出ました商工会、商業部会の方々は、今

まで買い物支援をしていただいた上に、今回は非常に積極的な要望書をいただいております。17人の個人と会社の方々が商業施設に協力をするというような内容でございました。具体的なことはまだこれから考えられるようでございますが、この方たちの思いを無にするわけにはまいりませんので、取り上げてまいりたいと、このようにお話を申し上げております。

これも流動的でございますので、今後どのような形になるか、今、いつまでにこれをやりますということはちょっと申し上げられませんが、議員御指摘のように、村の活性化と村民の利便性という2つの目的は、前の御質問にもお答えしたとおりでございますが、大切なことだと思っております。

11月20日が裁判所の結審の予定と伺っておりますが、これもあくまでも予定でありまして、裁判所が終わりましたと言わないと計画がゴーにできないというちょっと苦しいところもございますが、それ前に準備が進められるものは進めてまいりたいと、こんなふうにも思っておりますので、今後とも御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

耕作放棄地対策事業としまして、農地を流動的に活用して、耕作放棄地を防ぐために貸し手に奨励金を交付するという事業で、5年間の継続事業として、23年度が3年目に当たっております。その年次別の経過を説明させていただきます。

最初の年の21年度におきましては、面積が16.5ヘクタール、奨励金額が165万4,000円となっております。22年度につきましては、面積が26.8ヘクタール、奨励金額が321万2,000円、23年度につきましては、面積が29.1ヘクタール、奨励金額が349万1,000円という状況でございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

今、課長さんから説明がございましたように、年々対象面積がふえておる。そしてまた、それはまだ引き受け手があるということでございまして、今のところは進められました施策が成功裏に終わっておるということだろうと思っております。

ちょっとお手元に配りましたパンフレットから質問をさせていただきます。

これは2010年ですから、平成22年ですか、農業センサスによりまして、やっと統計が出ておりましたので、それをまとめたものでございます。

東白川の場合、農家総数が394戸ありまして、販売農家というのは、物を売ったところなんです、50万以上の農産物を売ったところが243戸。それから、自給的農家という50万以下の売り上げのところが151戸。それから、土地持ち非農家と言われる、いわゆる耕作していない家庭が88戸となっております。

この耕作放棄地の中で四角い黒枠で囲ってあるところをごらんいただきたいと思います。注目をしたいと思いますが、販売農家ですら1,094アールですから、10町歩近くの耕作放棄地があるということ。それから、自給的農家は532アール、それから土地持ちが598アールということでございます。これは統計上の数字ですが、今のところ、先ほども言いましたように引き受け手があります。高齢者といえども、まだ米をつくってみようかということで借りてつくられる方もあるんですが、真ん中の表を見ていただきたいんですが、65歳未満の専従者がいる農家というのは、主業農家、いわゆる50%以上の所得、所得の主たるものを農業収入に充てているよというところで16戸です。それから、準主業農家、50%がよそで稼いできておるよというところですが、これが15戸。結局31戸しかないんですね、65歳未満の専従者がいるという。

さて、その中身はどうかということで、その下の販売農家の年齢別人口、これ販売農家だけ取り上げてあるんですが、こんな棒グラフになっています。いわゆる60歳以上はたくさんおられるんですが、生産年齢である55歳以下になりますと、ほとんどお見えにならないというのが現状でございます。

こういうデータというのは、東白川村では大切にしていかなければならない時期に来ております。なぜならば、当然年度が来ればこの数字になるわけでございますが、行政サイドとしてはここが頭の痛いところでございますが、いかにしてこれを維持していくか。村長が今進められておる美しい村を維持していくかということでございます。今、高齢者の皆さんの本当にたゆまぬ努力といえますか、うちの周りだけ草を生やしたくないということで、一生懸命刈っていただいたり、片づけていただいたり、そういう状況で村がきれいなままでおられますが、何回も言っておりますように、高齢者のみの限界集落が毎年1集落ぐらいつつふえていく現状においては、この辺のところも考えていかなければならない。

で、どうするかということなんですが、先ほどの御答弁ではなかったわけですが、東白川には幸いにして新世紀工房という第三セクターがございまして、このところが、先ほど申し上げましたが、お茶についてはちょっと手がけられております。したがって、農地は人を雇わなければならぬわけですが、この辺のところの計算はしてみないとわからないんですが、ここを取り込む努力をこれからしていくべきではないか。

企業でございまして、当然米だけじゃないと思うんです。経済性も考慮していかなければなりませんので、この制度をつくって、当面は補助金が多少は要るでしょうけれども、育てていく努力をこれからしていく必要があるのではないかと、こう思うわけですが、この辺のところ、村長、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

新世紀工房につきましては、前々から中山間地の補助金を積み立てたり、いろいろいたしまして、機械の助成をし、そして東白川村の水田については、御注文のあるだけはこなしていける体制をと

っております。また、お茶についても、乗用の機械を使用して、使える人材を養成していくということで、ただ新世紀工房そのものが経営をするという面積は、今議員おっしゃったようにお茶が少しありますし、田んぼは微々たるものであると思いますが、農地を持って耕作できるという法人でございまして、そのような準備は着々と進めておるわけですが、いずれにしても農地は個人の財産でございまして、これはお願いしなされんとやれんわけですが、村のほうでは、なるべくそのような方向へ行けるように、補助金を使いながら方向性を定めてまいりたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

関連でございまして、通告はしておりませんので、答えられたらお答えをしていただきたいと思いますが、農地のことでございます。東白川は、農地法が改正されて以来、農地の取得、いわゆる農業者じゃない方の取得面積というのは、東白川は4反歩、40アールになっています。それで、お隣の白川町は20アール、加子母は、中津川市加子母地区なんです、中津川市全般ではちょっとわかりませんが、加子母地区であったころは30アールになっております。東白川が一番多くを設定しておるわけですが、農地法が改正される前、たしか50アールだったと思いますので、それから比べると少し余裕が見てあります。まだ余り例はないんですが、農地を取得して、ここで農業をやりたいという方が実は1件あったんですね、珍しいことですが。結局その方が4反歩という大きな面積でちょっとちゅうちょされたんですが、例えば白川町ですと2反歩、20アールですね。そうすると、例えば園芸作物をやりたいというような方は、十分とは言えないまでもできそうな面積であるということ。そして、農地が荒れるところというのは、割とでかいのはなかなか大丈夫でございまして、1反歩とか、2反歩とか、そういうのが放棄地になる可能性が高い。もちろん村は農地を取得される場合は厳しい審査がございまして、経営計画書も出さなければなりません。そういうのがはめてありますので、その辺の面積を少なくして、よそからやりたい方を呼び込むというのも一方法ではないかと思うわけでございます。

そういうことで、これは農業委員会の分野でございまして、村長は農業委員会の長ということで、お答えがもしできましたら、この辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員おっしゃるように、4反歩というのはかなり本格的にやらんとできないような面積でございまして、少ない面積なら買ってやろうとか、借りて農業をやろうとかいう人はあろうかと思っておりますので、少し農業委員会で相談をして、少し研究をさせていただいて、小さくてもよろしいということになれば、面積は小さくして、あとの農地として持ちこたえるということを厳しくするという

ような方法もあろうかと思えます。小さい面積ですと、すぐに転換をしてしまうということがございますので、これは農業政策に反することになりますので、その辺ができるのかできないのかということを少し研究させていただきまして、いつの日かにお答えをできないかなど。現状、そうしますということはちょっとお答えできませんので、今後、農業委員会で研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩とします。10分間休憩とします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

先ほどまでに数人の議員の方から同じような質問が続いていますので、私は、視点を変えた時点でのまた別の見方からいろいろ質問をさせていただく内容になっております。

農林業は、歴史的にも早くから自立・持続のための公的支援が手厚く行われており、また農林業に従事しておられる方々の努力もあり、産業としてなくなることなく持続しております。

建築業においても、直接的であったり、間接的に支援を何らかの形で受けながら持続しております。

その一方で、商業においては自立志向がとても強く、公的支援を最小限に抑えて頑張っておられるのが現状です。しかしながら、昨今の諸事情は商業の継続性を危うくしているのが現状です。

平地区にありました商業施設を失い、消費者にとっても、村にとっても、大穴があいたままになっていることはその一つの例ではないでしょうか。現状としては、消費者を最優先に救うことは最もわかりやすい方向性であるとは思いますが、しかし、村としては、消費者と同時に、村内の商業者、また村の商業という産業そのもの、それにもしっかりと目を向け、農林業や工業と同じような支援策を考えていただきたいと思っています。

既に商工会では、失われた商業施設機能をいち早く復活させるためにも、商工会員が一丸となり、風花屋跡地におけるスーパーの再建に乗り出すことを決意されたことは、既に村長の耳にも入っておられるものと思います。

村長としては何らかの支援をお考えだとは思いますが、衰退の一途をたどってきた事情を考えると、かなり思い切った支援が必要ではないかと考えます。中途半端な支援では、また同じ失敗を繰り返す可能性があるからです。

継続的支援には賛否両論があると思いますが、初期投資における単発的支援なら、村の負担も最

小限に抑えられるのではないかと考えます。商業者がもう一度やる気を出している今こそ、チャンスを与える最良のタイミングだと思います。

そこで、村長として、商業者に対する支援の必要性の有無、支援方法について、どのようなお考えがあるかを伺いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えを申し上げます。

旧風花屋の跡地利用については、前の3名のお答えと同様でございますが、商業への支援については、村民どんな職業でも公的支援の必要なものは支援をいたしたいと思っております。

破綻をいたしました商業集積につきましても、村の支援もあって立ち上がったものでございます。立ち行かなくなったということは、支援が中途半端であったということはないと思いますが、やる人の経営感覚や考え方によって悪い方向へ流れ、最悪の結果となったと思っております。

安倍議員の質問にもありました商業部会の皆さんの意欲を大切にしたいと言われる議員のお考えには同じ思いでございます。商業者の熱意は生かさなくてはならないと考えております。

商工会の商業部会の皆さんが要望書を持ってきていただきましたことは非常にありがたいことであって、出資者、出店業者等、具体的な案も今後出てくると思います。このような要望をしていただくことによって、村のほうも支援をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも新しく芽生えたものは絶やさないようにみんなで育ててまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまのお答えは、本当に先ほどまでのお答えと同一なものであって、応援はするぞと。そこまでの話はまことに今までも何度も言葉では繰り返されておまして、それが実は商業者に本当に届いているのだろうか。その応援するぞという心強いお答えが、本当にお気持ちとして商業者に届いているだろうか考えたところ、先ほど最初のほうの質問の答えの中というか、先ほど持ってきました五加にある一商業者の閉店のお知らせの案内がありまして、この中の文書を全部読み上げるのは承諾をもらっていませんので、キーワードとなる幾つかの言葉だけ拾い上げさせていただきたいと思っております。

これ以上、設備投資にかかる余裕もなくということ、それから苦渋の選択もあるということで閉めざるを得ないという中身のことで、それから、とにかく住民の方には感謝をしている。感謝に応えようとして頑張ってきたんだが、やはり最終的には、それに対して自分らの努力不足であるのか、それは定かではありませんが、苦渋の選択をする上で今回閉めるはめになったということが示され

ております。

そこで、実は最初の質問の村長のお答えの中に、今回の話は「御自分の都合」という単語が入っております。確かに都合と言ってしまえば、まさにそのとおりだと思います。でも、もし「事情」だと置きかえて聞いていただければわかると思いますが、「都合」というと、まるで本人の好き勝手にやめるはめになったような印象を受けかねませんが、事情があってやめるんであって、決して本人がやめたいと願った結果ではないということをぜひ肝に銘じていただきたいと思います。

それで、数年の間、僕が村に帰ってきましたから25年余りたつわけですが、大明神のほうから五加へ向かって、今まで何軒もの商店がなくなってきました。それぞれの商店の方が確かに都合でやめたとと言われてしまえばそこまでですが、実はやめる直前まではどんな思いで続けておられたかということも思い起こしてもらいたいです。それぞれの方は、自分も商業者でありますから交流がありまして、その当時の事情を全て聞いています。やめるのは簡単だけど、住民の人が困るだろうから頑張るんだ。全てのお店が大体閉めていく過程の中で、本来家族経営で全員が一つの家族でやっていたものが、経営的に成り立たなくなっていくって、家族の中の何人もがほかの仕事に従業員として働きながら、家の主たる収入をそれに頼りながら商店を続けてきた。これが商店が今年も続いている現状です。現在残っている商店でも、商店の売り上げだけで成り立っている商店というのはほとんどなくなってきました。

じゃあ商店はもうかるから続けているのか。よく利益は個人のものだから、商店が続いているのは利益を追求するためだからと誤解されがちですが、実際には利益を追求するだけなら、従業員として外に働きに行ってしまう。店を閉めて、働きに行ってしまうと済むことを、どうして今、商店は閉めないで、家族の何人もが外に働きに行きながら続けているか。これはひとえに、もし閉めてしまうと住民が不便になるから。その一言に尽きます。確かに商売である以上、住民にサービスを提供すると、対価として売り上げが発生します。その売り上げは確実にその店舗の利益につながります。その店舗の収益です。でも、それを言ったら、農業、林業においても全て同じことが言える。自然を守るための林業であり、環境を守るための農業であり、国の1次産業、国の力を守るための農業であっても、それは無料報酬でやることは成り立たない。だから、必ず売り上げに対して、何らか生産者に対しても確実に利益が渡る仕組みになっております。

だけど、先ほど僕が述べましたように、農林業においては、それが既にアンバランス。バランスがとれなくなっていて、国が求めるニーズと、実際にそれがお金でやりとりされるときに価値が下がってきているからこそ、実は国、もしくは県、村が施策として補助金を出すことによってその差を埋めてきました。

一方、商業におきましては何が起きているかといいますと、ここでちょっと大きな話の例を出しますが、このたび、日本におけるシャープという、皆さんもよく御存じの電機産業が本当に倒産の危機の直前まで来ています。それはなぜ起きたかという、実は韓国の企業が非常に安く、特に液晶の部門では安くテレビを提供することによって、国内の消費者は一方的にそっちのほうに流れていきました。国内のニーズを考えた場合は、確かに安ければ売れるだろう。韓国製は安いから、そ

っちを選んでいく。そのために、結果的にシャープという企業が液晶のテレビが売れなくなり、どんどん今悪化の一途をたどっています。一部では、シャープの営業努力が足りない、企業努力が足りない。売れているときに余りにあぐらをかいていたから、今のシャープがあるんだと言われていいます。でも、それは実は韓国の施策を知らない人たちの言うせりふです。韓国は、国として何をしているかという、日本がもともと持っている電機産業をいきなり奪い去ろうとして、損得抜きで国を挙げて電機企業に投資しています。ですから、実は韓国の企業の売っている電化製品の金額というのは、本当の産業の競争原理において決まった金額ではなく、国策として、日本の国内のまづ電機産業をだめにして、その上でニーズとして韓国のほうに持ってくる。

その失敗が、中国では既にその政策において限界が来ていて、人件費を削減していたが、だんだん上がってきて、中国は実際のところ安く買える品物は、中国から韓国等に移ってきています。韓国におきましても、今、既にその危険性をはらんでいます、そのときに日本の企業は、もう一回立ち直って、韓国に奪われた市場を取り戻すべくやりたいところのはずなんです、現状はどうでしょうか。シャープにしても売り上げを失われて数年たっているために、企業にはそんな力が一切ありません。

この例え話を村にいきなり当てはめるのは非常に危険なのかもしれませんが、一番わかりやすい例として、その例を挙げさせていただきました。

先ほど、商業集積が約10年前に行われた話の中で、全ての商店が全員でやった事業ではありません。一部の事業者が乗り出してあの集積をやりました。実際にはこのような結果になったわけですが、残った事業者はその間10年間遊んでいたわけではありません。大型店舗ができて、それでもつぶれないように、それから、先ほどから歩いていける場所に商店があるかないかということが何度も言われていますが、平の地区内に風花屋ができた時点でも実は歩いていける人はごく一部の人はです。ですから、平に商店ができたから、もういいやと。全部あっちへ行ってください。それだけ売り上げが減ったから、やめてしまうのは簡単だったはず。それでも、できる限り、五加にしても、越原にしても、続けてきた背景には、やっぱり利便性の中で、利益は度外視してでも周りの人が歩いてきてくれるところの商店を絶やしてはいけません。その結果がきょうまで、実は商業集積に入れなかったほかの事業者が残っていた本当の理由ではないかと思えます。

そこで、今回の支援策をお願いする理由は、先ほど「同じ失敗を」という安易な言葉を僕は使ってしまったが、同じ事業者の同じ失敗ではありません。あのとき、支援を受けない側を選択した事業者が、ここで今度は私らがもう一回先駆者にかわって村を支えたい。最後のお願いに上がっているような状態です。

先ほど資本金の話がさんざん出ていましたが、皆さんも御承知のように、10年前の経済状態と今の経済状態でははるかに違っています。あのときは資本金が準備できて、今は資本金がなぜ準備できないかというのは、自分がお店を建てる側に立ってみてください。先が真っ暗闇、どうなるかわからないような状態のところ、資本金だけ準備するというのがいかに大変なことか。

それから、先ほど、要望書が出ているという村長さんのお話がありましたが、その中にはかなり

漠然とした要望書しか出せていないと思います。どうしてちゃんとした絵が描けないのか。そのためには、最初にある程度応援するという力強い後ろ盾があれば、何か描くことはできます。でも、今の時点では、後ろ盾がもらえるのかどうかという要望書です。もらえるかどうかわからない要望書に、これだけのことをやるって思い切って書けるでしょうか。実は書きたくても書けない。お金を計算しても書けない事情というものももう一度酌んでいただいて、もし要望書に不備があるんなら、これだけの支援を約束するから、もう一回具体的な要望書を書き直してこい。そうしたら、今度、話はもう一回次のステップで聞いてやる。これぐらいの心強いお答えが欲しいのが今現状ではないかと思っています。

それで、いろんな事情がありまして、風花屋跡地という問題だけにつきましては、裁判所の日程等がありますからお答えできないことがさまざまにあるというのはもうわかっております。だけど、今回の場合は、商業をどう支えるかというもっと力強い、今までの漠然としたお言葉ではなくて、どのような形で既存の商店を支える気があるのかないのか。そこもさっき聞きましたが、もう一度聞きたいと思います。

それから、実はこの場合は必ず壁に当たってしまいます。先ほどの韓国の企業と日本の企業との間の話でありましたように、国民の気持ちだけを考えたら、安く買えることが最優先である。このことが円高のときに、貿易に対して関税を取っ払ってしまったたり、国が、国民のため国民のためとって、そうしたほうにだけ目線を移したために何が起きたかという、国内の産業がどんどん衰退していきました。奥さんは買い物に行くだけですから、安いほうがいいです。でも、安い買物をし続けていたら、旦那さんの給料がなくなって、ある日、旦那さんが職場を失って帰ってきた。だから、あしたから、結局安い買い物どころか、買物をするための給料すらなくなっていたというのが今の日本全体をあらわしている状態じゃないかと思っています。

そこで、確かに商業だけを取り出してみると、村民の人口の中での商業者の割合は本当に少ないです。ですから、つい消費者のほうにだけ目線に向けて、少人数である商業者の生活はどうしても少し二の次になるのは僕も否めないと思います。でも、これは村の中での視点です。国から見たときの東白川という農林業者は、まさに東白川における商業者と同じ立場です。既に人口比率がどんどん減って行って、国民における農林業の住民人口比率が少なくなって行って、まさに住んでいる一般的なサラリーマンの人数がふえていったために、農林業に対する国の見方がどんどん減ってきた結果が現在に至っている状態だと思います。

それで、東白川村にもお願いしたいんですが、実は人口比率だけに目をとられて、残さなきゃいけないものを残す努力というのをもう一度頑張ってください。

質問であります、まず今までなかなかここまでしっかり説明する機会がありませんでしたので、このような思いの中で、同じ質問をもう一回繰り返させていただきます。

まず、今の残っている商業者に対する支援をするつもりがあるのかないのか。するとしたら、どんなふうを支えるつもりでおられるのかをもう一度質問させていただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

国の政策と韓国の政策は私はよくわかりませんが、先日の商工会の要望の際には支援はいたしませんと申し上げております。どのようなことということは、どのようなことをやられるかによって決まるとともに、支援はいたしますということはお答えをいたしております。桂川議員もその中の一員であると思いますので、ぜひ御検討をいただいて、よいお話をいただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ありがとうございます。多分この話は、何度も何度も同じことをお答えいただくというところに尽きてしまうのはわかっています。でも、何度も何度も同じことを答えていただくということも、それも心強い返事の一つになると思っていますので、しつこいようでしたが何度も質問させていただきました。

実は、ふだんから僕は第三セクターに対して村の支援が多過ぎるんじゃないかということはずうっと言っていた背景の中に、商業者との兼ね合いも実は含まれておりました。今回、五加の商業者が苦渋の選択、実はことしやめるかどうかはその業者さんももともとから決めていたわけではありません。ここでどうするかという施策の中に、先ほど村長さんがおっしゃっていた中に一つだけ気になる点があります。今度、大きな新しい商業集積のものができたら、そこでやらせるから大丈夫だ。一見それはまともな、理にかなった意見をおっしゃっているように感じますが、実は逆に言うと、五加の商業者が商売をやめたって大丈夫だよ。何となく聞こえがいい。消費者にとってはすごく安心感のある言葉ですが、そのせりふが、今まで村と商業者の間に残っている最後の問題で、消費者の点を考えたら、もし商業が衰退しても、そのかわりに村がやるから大丈夫だ。そのために第三セクターもあるしという、そのようなことを実は言われ続けながら、きょうに至っています。一見いいように思える耳当たりのいい言葉ですが、逆に言うと、あなたに頑張ってもらわないとこの村は成り立たないよと言ってほしい商業者が、あなたがいなくても大丈夫だから安心してください、そういう言葉に聞こえるように僕は思っています。だから、わざわざ言葉尻を捉えるような質問でまことに申しわけありませんが、本当に今の商業がなくなってもいいんだという気持ちなのか、なくなることが大事なのかということに対する村長の思いをもう一度言葉にしてお聞かせ願えたらと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

商業者がなくなるということは大変困ることであると思っております。ただし、今、五加の方が

やめられるというのは、村が支援をしないからというふうに聞こえるわけですが、五加の方がおやめになるということは、今、私、ここで初めて知りました。今まで皆さんに配達をしておっただいたということは感謝を申し上げたいと思いますが、では、村がどうすればよかったとお思いなのかわかりませんが、私のほうから、個人でやってみえる方に、こうしますか、ああしますかというふうに、各商業者へお伺いをするということは今までもいたしておりませんし、これからもいたさないつもりです。もちろん農業者や林業者にとっても、補助金はありますよとは言っても、あなた、やりなさいよということは、やりましょうと言った方にしかできないわけで、全員の方に同じようにやるということはなかなか難しい問題があるわけですので、その辺のところもひとつ御理解をいただきたい、こんなふうに思います。

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

今定例会に先立ちまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の一般質問は、ある意味では提言型といいますか、そうした形の一般質問になると思いますので、村長さんにおかれましては快い御返事をいただきたいなというふうに思っております。

高校生生活支援についてということでお伺いをしたいと思います。

我々、東白川に住んでおります者は、昔から高校へ進学する場合、下宿か、あるいは寮がある、そうした高校へ進んでいました。それが、時代の流れとともに、昭和51年に白川高校が開校し、自宅からの通学可能な高校を確保して、一応まちとの経済的な格差はなくなったかに見えておりましたが、これも長くは続かず、平成19年には加茂高校との合併ということになり、その間、32年間の歴史を閉じたわけでありまして。その後は通学支援という形で、白川町とタイアップして美濃加茂方面への支援バス運行、または自宅からの通学者に対して月5,000円というような通学支援活性化対策補助金を出しています。

現在、高等学校というのは義務教育ではありません。しかし、準義務教育と言っても過言ではないというふうに思っております。授業料は無料化になり、国も、その意味ではそうしたところを認めたと思っております。今の世の中では、高校や、また専門訓練校などを出なければ、なかなか就職できないというのが現状であります。現在、高校に通っている東白川村の生徒はおよそ60人余りというふうに思っておりますが、親元を離れて下宿、そして寮、またはアパート生活を強いられているのが現状でありまして、特に下宿においては、時代の流れとともに少なくなっているというふうに聞いております。

そうした中で、今こそ村の出身の高校生を少しでも支援してあげることができないかというのは以前から思っていたことをごさしまして、若い村出身の子供たちを支援することは、村の将来にとっても希望を託すことになると思っております。

過疎であるがゆえに高校へ進学するのが経済的に非常に苦しいとするならば、本村は僻地指定に

なっております。そして、過疎債のソフト事業として、地域活性化の一助としての位置づけをして事業化を図っていただいたらどうでしょうか。そうしたことについて、ぜひ前向きなお考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

高校生を持つ親さんへの支援の御質問と思っております。

東白川村から通学する家庭へ5,000円の支援をしております。近隣市町に比べて多いとは思っておりません。来年度予算の時期を迎え、もう少し上積みをしてはどうかと思っておるところでございます。議員御指摘の下宿生活も大変ですし、また寮や下宿でなくては入れない遠い学校を選ぶ生徒もございます。このような場合をどうするか、これから考えたいと思っております。

いずれにしても東白川村の高校生支援は、村内から通学するのにお金がかかるから何とかしようというのがスタートでありました。所期の目的を忘れない施策を考えなくてはならないと思っております。

係から数字については補足をいたします。過疎債についても補足をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

それでは、私のほうから、高校生支援について御説明をさせていただきます。

初めに、近隣市町の現況でございますが、まず白川町さんですが、1万円を超える定期券購入費等について町が補助しております。また、加茂郡内の近隣の七宗町、八百津町さんには特に支援策はございません。また、中津川市さんでございますが、一月の定期券購入費8,000円を超える額の3分の1、例えば一月2万円の定期券購入費ですと、8,000円を超える1万2,000円の3分の1、4,000円の補助があるとお聞きしております。

東白川村の場合は、先ほど4番議員さんからも御説明のありました自宅通学支援、それから高校生の通学支援、2つのスクールバスの運行等がございます。現在、高校生は65名おりまして、そのうち家から通学している学生さんが14名、残りの51名につきましては下宿、寮、アパート等で通学をされております。

まず自宅通学支援事業でございますが、一人でも多くの高校生が自宅から通学してくれることで、地域の活性化とか人口流出の抑制を目的に平成22年度から実施しております。通学費の一部として月額5,000円の補助をしております、年最高6万円の補助となっております。

23年度の実績は、18名の高校生に対して総額51万5,000円ほどの補助。それから、24年度の見込みでございますが、現在14名、総額で42万円ほどの予算を見込んでおります。

それから、もう一つ、高校生通学支援としまして、白川高校の加茂高への統合に伴い、自宅から通学できる手だてとして、白川町と協力しまして、高校生通学支援事業を平成19年度から実施しております。白川口から加茂農林、加茂高校方面へ民間のバスをスクールバスとして利用して運行しておるものでございますが、平成23年度の実績で、回数券を利用された方が18名、定期券が3名おられます。また、平成24年度でございますが、現在、回数券を12名の方が利用されております。また、定期券は3名が利用されております。

通学支援については以上でございます。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

過疎対策債のソフト事業への利用について御説明をさせていただきます。

まず、過疎法の若干の経緯から御説明させていただきますが、改正前の過疎地域自立促進特別措置法は時限立法でございまして、平成22年の3月で失効する予定となっておりますけれども、過疎地域の抱えた厳しい現状を踏まえた立法措置に対する強い要望が全国各地から上がりまして、新たに委員長提案の議員立法として、新法制定ではなくて、改正前過疎法の拡充・延長という形で一部改正がされまして、6年間の時限の延長立法として平成22年の4月に施行されております。

それから、ことしに入りまして、東日本の大震災に配慮しまして、過疎法の失効期限が5年延長されております。そういう措置もございまして、現行過疎法については平成32年までの時限立法という形になってはいますが、いずれにしても、時限立法であるということはひとつ踏まえまして運用しなければならないと思っております。

この拡充改正を平成22年にされたわけですが、その中の一つに、過疎対策債へのソフト事業への借入れが認められたことが上げられます。過疎対策債を利用するための要件としましては、まず基本事項としては、各市町村が制定しております過疎地域自立促進計画というものがございますが、そちらに掲載されている事業であるということが要件になっています。それから、ソフト事業につきましては、内部管理経費ですとか、地方債の元利償還金等以外の経費であるという要件になっておりますが、縛りとしてはそこだけですので、対象範囲は広いと考えております。

あと、年間の借入額が、東白川の場合ですと3,800万円程度までという制限の中で運用されるということになります。

24年度につきましては、既存のソフト事業にできるだけ過疎対策債を利用するという方針で借入れの申請をしております。地籍調査の村単事業ですが、これのほかに、10事業について3,640万円を借入れする予定にしております。

服田議員御提案の高校生の支援事業につきましては、当然事業化すれば対象事業になると思しますので、平成25年度予算に向けまして、事業計画ができましたら、借入れ限度額の3,800万円の予算の枠内で、ほかの事業との優先順位を調整して対応していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

また、こういった事業に過疎対策債を利用するということになりますと、今定例会にも今年度の借り入れについての議案を提出しておりますけれども、過疎地域自立促進計画を変更するための計画の変更については議決が必要ということで、そういったこともありますので、よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

今の御答弁につきましては、村長さんにおきましては快い返事というふうを受け取ってよろしいかと思っておりますけれども、再度その辺のことも確認をさせていただきたいと思っております。

また、各事務の関係の行政マンの皆さん方には、それぞれ過疎法情報、そして時限立法であるというようなお話、そして延長になったというようなお話、そして、今現在使われておる過疎債のソフトが3,800万余りということも含めましてお聞かせをいただきました。

こうして、さっき言ってみえた自立支援計画を変更すれば、その範囲内で提案させていただいておる事業が実現できる方向であるということをごここで再度確認をさせていただいて、ぜひとも24年度にはそれに向けて、優劣順位はあるとおっしゃってみえますけれども、村長さんの意向としては、したいということであると思っておりますので、そこも含めて、村長から一言、何とか実行に向けて前向きに向かっていくということだけをお返事いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの服田議員の御提案については、実現をする方向で進めてまいります。

過疎債については、これ村全体のことでございますので、この高校生支援をどうしても過疎債でやるということではなくて、今までもそうですが、過疎債は村の事業の中で、これは過疎債が適当であるというものは過疎債を借りて、そのほかのところは一般財源でやっておりますので、今まで同様ではございますが、どの程度の金額になるのか、どのような方法がいいのか。在宅の高校生と下宿の高校生をどうするのか、これは始めたときの動機もございまして、よく考えながら、近隣市町村の場合も考えながら、今までより前進をさせるということをお約束して、答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

確実な御返事をいただきまして、ありがとうございました。

これを聞いてみえる村内の高校生、また中学生をお持ちの親御さんにとっては快い返事であった

と、力強い返事であったというふうに思っております。その言葉を信じながら、来年度に向けて頑張ってくださいことをお願い申し上げます。終わります。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩とします。昼食時間とします。

なお、1番議員は午後から質問をお願いしたいと思います。

午後の会議は1時からよろしく申し上げます。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、村の公的医療機関として、住民の健康と医療受益をどう支えていくのかについて質問をいたします。

平成22年9月定例会において、地域医療の将来の取り組みについて質問をさせていただきました。その際の再質問において、プライマリーケアについて触れたところ、東白川診療所長からの答弁において、東白川診療所が行っていることがプライマリーケアであるという答弁をいただきました。

プライマリーケアとは、住民の日々の生活を支える医療サービスを意味し、風邪や腹痛、軽度の切り傷や捻挫などのふだんよくある急性の問題から、高血圧、糖尿病など慢性の問題まで、地域住民の医療ニーズの多くをカバーする1次医療に当たるものです。生活習慣病の管理、在宅医療、栄養指導を含め、医師と関係職種などが連携して、治療から予防、健康維持・増進までを支えるものです。

そして、このプライマリーケア（1次医療）を専門的に担う医師が家庭医と呼ばれるそうです。家庭医とは患者さんにとって身近な存在で、赤ちゃんからお年寄りまで、年齢、性別、病気の種類を問わず、家族全体の健康問題に関して幅広く対応するものですが、この家庭医的な診療所を目指すことがこの村の公的医療機関としての診療所が村民の医療ニーズに応えるものと思います。

もちろん村民の1次医療のニーズに全て応えるには、診療所だけで行うのではなく、病気になる前からの健康管理を個人、家族、診療所、保健福祉、行政で支え合うことがこれからの地域医療だと考えることがプライマリーケアの確立になると思います。

これを踏まえて、3点質問をいたします。

このような取り組みが僻地医療に必要で、特に東白川村においては、現状の診療所や関係職種の取り組みを調整し、連携、また精査することで、本村においてのプライマリーケアが確立できるように思います。東白川村の医療の将来像について、どのようなビジョンを描いているのか、村長と

診療所長にお聞きをいたします。

プライマリーケアの確立において、村民の1次医療のニーズに応える中で、いつでも診ていただける、相談に乗っていただける体制であってほしいということがあります。これについて、関連の質問をします。

病院から診療所に移行する経緯の中で、継続できる医療サービスについて検討された結果、一般の入院と在宅患者以外の夜間・休日診療を停止したということですが、夜間・休日診療を停止した理由についてお聞きします。また、夜間・休日診療を再開するには、どのようなシステムや投資が必要になるのかを伺います。

3点目に、平成22年9月定例会での答弁において、安心して子育てができる医療環境とは何かという点を具体的に検討する必要があるというお答えもいただきました。その後、この件に関して、検討、または研究いただけたでしょうか。あわせて伺います。

以上、東白川村の地域医療とプライマリーケアの確立に関する質問をさせていただきました。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

東白川村の医療についてでございますが、東白川病院から診療所に移行した理由は、岐阜県の医師不足と住民ニーズの変化と国の施策の転換であります。

岐阜県の医師不足は、皆様御存じのように深刻であります。私も岐阜県の地域医療検討委員会の委員でございますので、その点はよく理解をしておるつもりでございますが、昨年、本村が1人体制になるというような可能性がございまして、少し無理を申し上げまして、何とか前年同様にて落ちつきましたが、ことしもヒアリングがあつて、2名体制でいきたいという願いをいたしております。自治医科大学卒業医師として診療所にお勤めをいただいております加賀見先生に何とか引き続いて本村にお勤めいただくようお願いをし、また同意もいただいております。しかしながら、ことしは自治医科大学出の先生が1人出産のために休暇に入られますので、県全体として1人少なくなることになりまして、何とか本村に影響がないようにと、ちょっと心配をしておるところでございます。

住民のニーズは、大病院や専門医がふえてまいりましたので、国の指導により病診連携が始まりました。病院と診療所が連携をして患者を診るものでございます。私たちの拠点病院は木沢病院でございます。木沢病院では、1カ月置きに加茂郡町村会のほうへ幹部の方が出向かれまして、病診連携の報告を受けております。それによりまして、紹介、逆紹介ともに年々多くなってきております。これは病診連携が進んでいることになると思っております。村のビジョンとしては、何とか現状を後退させないように運営をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

全面的に夜間や休日診療を始めることは至難であると考えております。そのことについては、診療所長と係から補足をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

診療所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

私、こういう席はなれませんですし、話をするのが下手でございますので、答弁は原稿を読むような形で失礼をさせていただきます。

議員のほうから3点御質問いただいたと思います。

1点目は、東白川村の医療の将来像ということでございますが、平成8年に私が当地に赴任した際、30年後くらいまでをイメージしたビジョンを思い描いたものでしたが、現実はそれとは全く異なることとなりました。高齢化が進めば、病気による入院がふえると思っていましたが、医学の進歩や在院日数の短縮という国策により、入院患者はむしろ減りました。在宅医療はふえると思っていましたが、家庭介護力の低下などにより、東白川村だけでなく、在宅医療の先進地域でも先細りにあります。

平成14年には市町村合併により村がなくなるかもしれない事態が起り、その後、県からの医師2名派遣体制も打ち切られることとなりましたが、この間の景気の後退や財政危機、小泉内閣による医療制度改革、新医師臨床研修制度開始による影響などはその数年前には全く予想されていませんでした。大学や下呂病院からの医師の応援もほとんどなくなってしまいました。

これらの経験から、医療においては5年以上先のプランを考えても無意味であるとの思いに至りました。

診療所化に際しても、5年間は同じ体制が継続できるとして、それ以後は何が起こるかわからないと考えましたが、実際、来年以降、県からの医師派遣も怪しくなっており、予想どおりとなってきています。

診療所化に際しては、できることとできないことを十分に検討し、これがベストと思われる体制をとりました。今後も岐阜県の医療環境は悪化すると予想される現在、私どもが最も尽力すべきことは現在のサービス体制をいかに低下させずに維持していくかであり、ここまで築き上げた村の地域包括ケアシステムを崩壊させないことが何よりも大切と考えています。

日本プライマリーケア連合学会も、医療、福祉、介護、保健を提供し続けていくこと、すなわち継続性がプライマリーケアの根幹をなす部分であると述べています。

医療界の情報を最も多く知る我々にとって、現実からかけ離れた明るい将来像をイメージすることはできません。

東白川村のプライマリーケアシステムは、平成12年ごろ、既に理想に近い姿で確立されてきました。しかし、前述の理由から、村単独でケアシステムを維持することは困難となり、当時と比べ、サービスの内容は縮小しています。現在では、地域の中でそれぞれの医師や医療機関が個別にプライマリーケアを実践することには限界があり、ネットワークを広げて、幅広い視点からニーズに応じていくことが必要です。チーム医療を展開し、他の医療機関と連携し、社会資源を適宜バランスよく用いることが求められています。

次に、継続できる医療サービスについて検討した結果、夜間・休日診療を停止した理由についてお答えします。

医療サービスが継続できなくなる理由は、スタッフを確保できなくなるか、経営が破綻するかのどちらかです。夜間・休日診療を行うためには、当直者、当番者を置く必要があります。平成9年当時、大学病院や下呂病院の支援により8人の医師でこの当直をこなしていました。我々、東白川病院の常勤医師は月に7日前後、4日に1回くらいの割合で夜間当直をしました。その後、よその病院からの支援が減っていき、病院時代の最後には常勤医師3名で全ての当直を行ったため、月に10日、休日も含め、3日に1回は病院に泊まっていました。勤務のシフトによっては、3日以上続けて病院に泊まることもありました。診療所化により医師2名体制となれば、2日に1回当直を行うということです。無理な話です。この時点で、私も県派遣医師も生活の基盤は村外ということであり、自宅待機というスタイルも困難でした。

昨今の若い医師の気質を考えれば、今後も派遣医師が村に住みついて仕事をしてくれることは期待薄です。村から若い人がどんどん都市部に出ていってしまう現状で、都市部で生まれ育った若い医師に村に住みつけというのもなかなか難しい話ですし、その上、2日に1日待機という勤務体制を受け入れてくれることは期待できません。それをやれと言われれば、私も含め、退職せざるを得ません。そうなれば、医療が継続できなくなってしまいます。

一方、確かなニーズがあるのであれば、何らかの方法を講じて体制をつくる必要があります。今から10年前の平成14年に時間外診療の改善のために、半年間かけて調査をしました。夕方の診療、以下夕診といいます。夕診を始める前です。調査の結果、平日の時間外、すなわち夜間や早朝の受診者は1日平均1人でした。休日の受診者は1日24時間で平均4人でした。夜間・休日に来院し、入院が必要であった患者数は1カ月平均3人でした。時間外患者の動向などを参考に、夕診を開始しました。夕診開始後、平日の時間外受診者は1日平均0.4人に減りました。これは10年前のデータであり、人口の減少や受診医療機関の多様化も進んだことから、現在はこの人数はさらに減っていると推察されますが、10年前の時点でも、時間外の受診者は平日で2日に1人弱、休日で6時間に1人です。この結果から、当診療所では、夜間・休日診療のニーズは極めて小さいと考え、診療所化に伴い、夜間・休日の診療を停止しました。現在、月に2回、休日に1時間診察を行っていますが、平成23年度の利用者は1日平均2.4人です。

一方、加茂休日診療所では6時間に70人の患者が来ます。私を含め、加茂医師会の医師が交代で日曜・祝日・年末年始の昼間をカバーしますが、この事業の年間予算は600万円です。もし当診療所の夜間・休日診療を再開するとすれば、医師を割り当てる必要があります。常勤医では不可能ですから、パート医師を募集することになります。現実には応募者はほとんどないと思われますが、1回当番を充てるとすると、年間2,500万円の費用が必要と考えられます。

3つ目に、安心して子育てができる医療機関とは何かです。

戦後しばらくは小児の死亡事例は多々ありました。社会環境の変化や医療の進歩により、そのような時代は既に終わっています。現在ある深刻な事例は、一部の高度医療に委ねられるケースには

ば限られています。昔と比べ、現在の小児は極めて安全な環境に置かれています。

そこで、安心して子育てができる環境とは、次の2点と考えられます。

1つは、子供が万一大けがをしたり、重病にかかったりしたときに受け入れてくれる専門医療機関があることです。このような医療機関は県内に少ししかありませんから、多少遠くても仕方ありませんが、受け入れを拒否されたら助かる命も助かりません。医師がいない、空きベッドがないなどの理由で、このような受け入れ困難にならないよう、2次、3次医療機関を守っていく必要があります。

もう1つは、夜間の発熱など、緊急性はないものの、親さんが心配になるような事態に対応できるシステムがあることです。安心して子育てができる環境が必要なのは日本国内どこでも同じですから、その環境づくりは市町村だけでなく、国を挙げて広域で行われています。例えば小児救急電話相談（#8000）というものがあります。これは小さなお子さんをお持ちの保護者の方が休日・夜間の急な子供の病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど、判断に迷ったときに、小児科医師・看護師への電話により相談ができるもので、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。全国同一の短縮番号をプッシュすることにより、住所都道府県の相談窓口へ自動転送され、平日は18時から翌朝8時、土日・休日・年末年始は朝8時から翌朝8時までの24時間相談を受けることができます。短縮番号が受けられない電話からは、岐阜県では058-240-4199に電話をすればつながります。インターネットでは、岐阜県広域災害救急医療情報システムがあります。岐阜県が提供する医療情報の検索サイトです。救急や夜間・休日に現在受診できる病院、診療所、歯科診療所などを地域別に検索できます。日本小児科学会の子供の救急ホームページには、急病時の対処法等が記載されています。また、岐阜県医師会が急病時の対処に関して、詳細に書かれた子供の急病ガイドブックを刊行し、お子さんのいる家庭に配布しています。これはホームページからダウンロードすることもできます。

これらの取り組みは、保護者が過度な不安から医療機関を過剰に受診することで生ずる地域救急機能の破綻を防止する目的もあります。

東白川診療所の安心ホットラインに平成23年の1年間にかかってきた急病の相談は、成人・小児合わせて71件、5日に約1件の割合でありました。これに対して、すぐに医療機関を受診するよう指導したものが33件、46%、翌日以降に診療所を受診するよう指導したものが16件、23%、対処法の指導で済んだものが22件、31%でした。また、小児に限って言えば、軽症は、昼間なら東白川診療所にかかり、夜間や重篤時には小児科専門医にかかるというように、上手に使い分けをされている親さんが多いと現場では感じています。

回答になったかどうかということはありませんが、私の答弁といたしたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

プライマリーケアというものが、今、所長が言われるには平成12年ごろ完成に近い形式ということでしたが、基本的に私の質問自体が、まだこれからいろんなことができるんじゃないかという観点に立って質問していますので、そのあたりでちょっと認識のずれがあると思いますが、再質問をさせていただきます。

そもそも、今回質問させていただく質問の趣旨は3つありまして、1つは、現状、プライマリーケアが確立するまでにはもっといっぱいできることがあるなあということを思ったことが1つ。

2番目に、10年後の人口の問題ですが、先般、美濃加茂市の定住自立圏の関係の地域力調査でも、東白川の人口減少は、社会問題が加わった場合、1,800人台になるというような見通しを立てておられましたが、その1,800人ぐらいになる過程の高齢化率というものがまた問題なんですけど、独居の家庭がもっとふえるとか、高齢者だけの家庭がふえるとか、そういうことも起こり得ますので、そういう意味で、やはりもっときめ細やかな医療が必要ではないかということが1つ。

あともう1つは、今、話にも出ましたが、1次医療ということ。2次医療、3次医療という医療の仕組みになっているわけです。所長の話でもありましたけど、2次医療、3次医療というのは、今、広域的に、子供がけがをしたときなんかでもドクターヘリがすぐ飛び立つなど、2次、3次医療というのは、すごい岐阜県も整備がされてきたなあとは思っています。

そんな中で、1次医療というものは、先ほども説明しましたが、非常に私たちの生活に身近な病院による医療になるわけです。その場合、この診療所というのは村が運営しているということで、受益者を考えると、村民全員ということになります。村民全員が受益者である。幸せに健康で暮らす、安心して子育てができる、明るく元気な老後を暮らす、または健康で一生懸命働けるとか、そういうことを考えますと、このプライマリーケアというのはもっともっと違う観点で、ただただ医療サービスを受けるだけではなく、整備ができるんじゃないかということを思いまして、今回質問をさせていただいております。

まず1次医療としてのプライマリーケアを考えると、これは僕も調べて勉強させてもらった内容ですので、また足りない部分があったら教えていただきたいですが、市町村ごとに医療計画を立て、住民健診を実施したり、母子保健事業、介護保険など、住民の日常生活に身近な医療、保健等のサービスを行うため、医療行政では市町村単位で行いますというような説明がありました。そうやって考えますと、東白川村独自、この場合の1次医療というのは東白川村ということで、なおかつ、この村は自分のところで診療所を運営しているということを考えますと、私たちが望む本当の意味のプライマリーケアというものがもっともっとできるんじゃないかと私は思います。

そういう観点から、もう一度お聞きしますが、まだまだ可能性が、私はやれることがいっぱいあると思うんですが、そういう点について、行政の長である村長と、また医療関係のほうとして所長に、先ほど平成12年がいい形だったという答弁でしたが、もっとできる可能性というのがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員がおっしゃる、もう少しプライマリーケアは進められないということだと思いますが、プライマリーケアについては、今、質問の中で言われたことがほとんどでございまして、あと、現在やっておる村独自のことと申しますと、医療センター、保健センターにおいて、老人の方々の健康とか、そしてまた認知症のケアであるとか、いろんなことは保健所を中心といたしましてやっております。私、今のところ、じゃあそれ以上に何をやれという施策も頭の中にはございせんが、もし議員の知恵で、このようなことがいいんじゃないかという御提案がありましたら、またひとつどしどし教えていただいて、村で取り上げ、そしてまたうちの保健センターあたりで現場へ戻してまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

今後の高齢化につきまして、きめ細やかな対応というのはもちろんだと思いますが、そのほかのことに关しましても、先ほどから出ておりますが、保健や医療や福祉がいろいろ協力をしてやっていくということですが、まずプライマリーケアという話ですけど、平成12年ころを何で理想的だと思っていたかという、それは、医療が村内でほぼ完結していたからなんですね。つまりよっぽど特殊なケースでなければ、全て村内で対応できるということですね。それこそ2次救急、2.5次救急から、在宅、みとりまで全部村内でできるということで、私はそれが理想的だと思っておりますが、現在、それをうちだけでやるということができなくなっておるから、理想的でないというふうになっているのかなと思うのですが、今でも、保健にしても福祉にしても、村内で独自にやれるということができれば素晴らしいことだと思っておりますが、現実はなかなかそうはいかないということがございます。例えば福祉ですが、従来は措置ということで、完全に市町村単位でしたけれど、介護保険というのはそもそも市町村の壁を打ち破って、利用者が好きなというか、自分でサービスを選択できる。それによって、広域化、あるいはサービスの競争が期待できるということであり、広域化というのが背景でございます。

一方、医療につきましてもそうでありまして、先ほど「家庭医」という言葉が出ておりましたけど、例えば美濃加茂市でも開業医さんがたくさんおられまして、家庭医を目指しておられる方もたくさんおられると思いますが、それにしても、夜間・休日を自分のところで対応できないということで、先ほども話したように休日診療所を建てたり、あける時間をずらしたり等で、要するに広域で協力をし合ってやっておるということで、もう少し郡部のほうに来て状況は変わっておりませんので、同じように協力するということが、医療につきましても、夜間・休日等につきましても、やはりある程度広域で協力していく。当番でやっていくということが現実的にはやむを得ない状況であります。

幸い当地には白川病院、あるいは下呂病院といったような夜間・休日対応をしてくださり、そのまま入院も可能な施設もあるということで、そういったところとも上手に協力をし、あるいは家庭

医の中でのネットワークの中で当番をやっていくということで対応していくということが、現在の家庭医がとりあえず目指すことなのかなあと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

今、家庭医の話が出ましたが、私が思う家庭医の感覚というのは、広域ではなく、もっと身近、狭い範囲で見ていくものかなと。今は、日本自体のプライマリーケアがまだおけているというようなことも書いてありますが、これから、例えば岐阜県ですと、中山間地を非常に抱えています。当然合併はしていますが、東白川村のような地域もたくさんありますし、全国的にそうなんです、その中でも岐阜県というのは、そういう意味では僻地医療というのには随分力を入れるべきところではないかなあと思うんですが、岐阜県の現状としまして、家庭医、または総合医とも呼ばれるらしいんですが、そういう方の育成についてはふえているんでしょうか。これちょっとまず一つお聞きします。

プライマリーケアの捉え方なんです、基本的に広域ではなく、東白川村ぐらいの範囲の1次医療をしっかりと充実させていくというように私は受け取っております。

東白川診療所においては、確かに医師の確保が1名、2名が非常に難しいというのは、来年に向けてそういう課題はあるようですが、将来的なことを考えたときに、診療所としてやっていくに当たり、当然東白川の診療所のスタッフさん、看護師さん等、人数は減ってきます。そういったときに、今度逆に言いますと、減った分、医師を確保するという発想もあるのではないかなと思います。確かに経営的な問題はあるんですが、先ほども言いましたように、東白川診療所は村が運営する診療所です。医療受益者としては村民全員。一般会計から8,000万、9,000万ぐらいの、23年度ですと8,000万ぐらいですかね、繰り入れもしておりますが、私たち村民の健康を継続的、持続的に守っていけるということだと、一人一人に換算しましても、多分月千幾らとか、そういう助成を出している計算になると思うんですが、これは単純な計算なんで、もっと複雑なこともあると思いますが、そう思いますと、それぐらいの予算と力を入れていっても僕はいいのではないかと考えております。それが将来的に2名、3名の医師が確保できるのかどうかというのは別ですが、それに加え、診療所として、多分ほかの機能を落とすとか、人員を落とすということもできてくると思いますし、また、先ほど福祉の話も出たんですが、1次医療の中でのドクター以外のサポート医療といいますか、そういう関係の中でも、例えば健康づくりであったりとか、そういうのは全部行政が抱えてやらなくても、少しいろんな事例を調べてみますと、NPO法人であったり、最近私もちょうと関連して知ったんですが、地域総合型スポーツクラブというものも、これは文科省の国策でやっているものですが、管轄としては教育委員会なんです、よくよく調べてみると、こういう僻地の村民の人の健康づくりのサポートがすごくできる内容としてつくられている施策だなあとちょっと感じたところなんです。例えば福祉とそういうことを組み合わせることによって、行政の人材を、民間

にやれることはやってもらって、官民協働ということになるんですが、行政は行政でもっとこれから、さっきも言いました高齢化に対応して、ふえる業務というのも多分出てくると思うんですね。これは、逆に言いますと行政しかできないというような業務が、例えば個人情報にかかわる問題で、高齢者の独居の方の相談を受けるとか、サポートするとか、そういうふうになってきますと、なかなか民間ではずっと動けない部分も出てきますので、そういうことを考えますと、選択肢としては、将来そういう方向もあるんじゃないかと私は思いますが、その辺ももう1点お聞きをしたいと思えます。

全体からいろいろ考えていきますと、もっともっと本当にこの1次医療を充実させることが本当のプライマリーケアということになるんじゃないか。東白川は大変人口が減ってきて、それも大変なんですけど、裏を返すと、小さいからやりやすいという面もあって、この小さい村でそういう実績をつくることも逆にできるんじゃないか、そういうふうに思う次第です。

ただ、これは東白川だけで医師の確保の問題とかはできる問題ではないので、県のほうが、先ほどもお聞きしましたが、家庭医の育成であったり、プライマリーケアについてどれぐらいの力を入れていくのかというのは、ちょっと僕もいろいろ調べたんですがわかりにくかったので、もし所長、知ってみえれば教えていただきたい。

また、岐阜県がそういうことの取り組みがおくれているとか、医師の、先ほどもありましたけど、なかなか人材育成ができないということは、これはこういうところに住む私たちとしては、県政なり国政に、住民が我慢するのではなくて、住民が諦めるのではなくて、そういう医療をつくってくださいますよということをまた別途お願いしていかなくちゃいけないということになりますので、その辺を含めまして、再度お答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

先ほど申し上げましたが、岐阜県の地域医療の中心の委員会に私も会員として、首長が4人入っておる一人でございます。これ、知事さんを中心として、議長は岐阜大学の先生でございます。そこで、今後の岐阜県の地域医療にかかわる施設整備、これは自治医大はもちろんですが、岐阜大学でも10名ふやしていこうということを4年前から始めておりまして、学生が入っております。御存じのように、医療関係のお医者さんになるのはまだまだ先の話でございますので、それまでに地域医療の方々が開業されたり、いろいろして、都市のほうへ流出していくという悩みもあるわけでございますが、何とかしてもう少しふやしていこうと、それに今躍起になっておるところでございますし、私は、県はこの問題については他県よりも一生懸命進めておると思っております。決しておこなっていることはございません。特に岐阜県は中山間地を抱えて、本当にその中で、地域医療の会がやらなくてはならんことは山ほどあるわけですので、一時にはできませんが、知事を中心といたしまして、この問題については真剣に対処しているということだけは御承知おきいただきたいと思えます。

東白川村の問題については、ここで今、議員の理想とされることは薄々はわかりますが、私も現状が最高で、これで満足しておるというわけではございませんが、今は、我が村でできることは精いっぱいやっている。特に医療ゾーンのスタッフの皆さん、本当に一生懸命やっておってくれるということはぜひ村民の方にも知っていただきたい。うちの医療体制はおくれておるというようなことは決してございませんので、信用していただきたいと思ひますし、また議員にもお気づきの点がございましたら、具体的な問題、何でも結構ですので、係のほうへひとつお伝えをいただいて、よりよい医療、そしてまた安心して住める東白川村にしていけることが我々の共通の目的でございますので、どうぞ今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安江祐策君）

所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

村長さんが今お話しされたことは、県が、岐阜県の医師不足に対してどういう対策をしているかということであり、岐阜県の場合は、岐阜市内には医師が多いということなので、それ以外のところの医師不足の対策をどうするかということでございますので、そういう動きはありますが、これは基本的に岐阜市域以外の病院の医師を充足するための対策であります。つまりうちのようなところに来る医師を育てるまでの人数の確保といいますか、そういうのは現実的には全く無理だと思います。

それから、もう一つは、家庭医を育てておるかということそういうわけではございません。それで、何で育てないかということ、それは家庭医をやりたいという医師がほとんどいないからであります。それは国の教育の根本なんで、ここで言うておてもしょうがないのですが、基本的に家庭医を育てようという風潮はございますが、実際に家庭医をやりたいという医師はほとんどいないということで、いろんな動きがございます。家庭医も一つの専門医である。だから、専門医になりたいんだったら、家庭医を目指したらどうだというようなのはございますが、現実的には非常に細々とした動きであるということでもあります。

それから、幾つかお話があったんですが、家庭医が地元に着るといのは当然でして、先ほどから私が言うておりますのは、昔は確かにそういう家庭医の人がホームドクターとして一家の全部を診て、何から何まで面倒を見るということだったんです。うちも、先ほど言いましたように、以前は、現在、日本はちょっと外国とは違いますが、お父さんはここに掛かっておるけど、お母さんは別のところにかかっておるというのがありますので、そういうふうにはなりません、完全主治医制と言っておりましたけど、一人の医師が全部を責任持って見るという体制をやっておりました。だから、理想的だと言っていたんですが、それが今はもう無理なんですね。だから、言葉の違いになるかもしれませんが、確かに議員のおっしゃるように、マンツーマンで診るけれど、夜間・休日は家庭医同士で助け合おうよということでもあります。先ほどから私が言うております。

今後、医師をもっとたくさん採れるかということについては、何かすごいことがあれば、先ほど言ったように先のことはわかりませんが、当分の間はちょっと難しいであろうということです。

それから、お金を出しているんで、受益の問題ということが出てきておりますけど、何をやるにもやはりお金はかかります。いつも私は思うのですが、相談はただだと思っている人がおられますけれど、医師に相談すれば、当然診療報酬は必要であります。同じように、例えば訪問看護だってそうですけれど、ある程度のお金はかかると。それを、個人が受益者負担としてどれだけ出すかということと、全体として、税金から幾らつぎ込むかとか、そういうののバランスの問題であります。

それで、例えば民間にいろいろやってもらった場合、往々にして村の負担は小さくなりますけれど、利用される個人の負担は間違いなくふえます。どこで折り合いをつけるかということだと思います。ボランティアでやってもらえれば費用は出ないという論理になりますが、それはひとついい方法だと思いますけど、お金については、どこでもやはりある程度は出している。現在、村が出しているお金とサービスがつり合っておるかどうかというのは、明確な物差しがありませんが、他の市町村を見る限り、うちは払っているお金に対して、もらっている受益は物すごく高いと思いますね。これで、払った分だけのサービスを受けていないと言われると非常に厳しいものがあります。

最後に、私たちも村の保健・医療・福祉の向上を昔から考えておりますので、いろんなアイデアを出していただいておりますが、大抵のことはもう既に検討したり、取り組みをしております。その結果、ポシャって、今の結果になっているという現実をある程度理解していただかないと、何回でも議員さんがかわるたびに、新しいアイデアだといって古いアイデアを蒸し返されるのでは進歩になりません。そういうわけで、いろいろ話し合いをし、さらに前向きに取り組む。これで完璧でないというのは全くそのとおりでございますが、建設的な対応をもっとできればいいと思っております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

特別に許可します。

○1 番（村雲辰善君）

今のお答えを聞きまして、2点だけ確認をし、また医療問題についてはずうっと考えていかなければいけません。質問をさせていただきます。

まず第1点ですが、なかなかこういう村に医師が来にくいというようなお話がありました。先ほど小泉内閣のときに医療制度が変わったという御答弁もいただきましたが、新医師臨床制度のことかなあとは思いますが、その前までは医局制度というんですか、大学を卒業した医師の9割が医局に入局して、そこから派遣をするという形だったらしいんですが、それが小泉内閣のときに新制度に変わって、若手の医師が研修先をみずから選択することができる。公開応募制という制度に変わったらしいですね。

こういう場合に、今現在のところ、実際はそういう僻地を希望される医師というのは、所長のお話からするといないということか、そうでなく、ちゃんといるよとか、そういうことがわかりましたら、ひとつお答えをいただきたいと思います。

また、こういうところで働きたいという先生のお話も、過去も住んでみたいというお話もありま

したので、僕はこういう議会の場所でいないと言うことは、明言は避けることではないかとちょっとと思います。

続きまして、あともう1点は、やはりプライマリーケアということは、僕も今回質問をするに当たり、いろんな書物を読んだり、いろいろ調べてきましたが、基本的に日本というのは、質の高い1次医療を支える医療員の育成をしていかなければいけないというようなことを書いている医師の方も結構たくさんいます。特に地方のドクター、診療所のドクターなんかもそうですし、そういう方は現場からそういう声を出していますので、少なくともそれぞれの場所の住民の方のニーズとしてこれは絶対あると思います。それに、今、応えられているのかいないのかということ、応えられていないということなので、そういうことはやはりしっかり応えていただくように、当然この東白川村でもそうですし、県や国にも要望を差し上げなければいけないことかなあとちょっと個人的には思いますが、流れとして、これから将来、そういう家庭医を整えて、こういう中山間地の地域にでも医師をしっかりと、土日・夜間の診療も完璧に賄えとは言っていません。完璧に賄えとは言っていませんが、しっかりと今よりは充実していきけるような方向に向かってほしいと思います。

そういうことを考えますと、こういう小さなところでもしっかりと家庭医という人が複数でも勤めていただいて、先ほど言いましたけど、相談もお金も要るということですが、それは当然だと思いますが、1次医療で一番必要なのがカウンセリングというか、相談だと私は思いますので、そういうところをただ単に、今、できるできないという話ではなくて、これから整備を進めるようなふうになっていただきたいと僕は思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

国の行き方には、私もよくわかりませんが要望することは結構であると思います。今、所長が申しましたように、なかなか僻地医療を希望する人が少ない。そういうことから、自治医大の卒業医師の研修は中山間地で行う。嫌でも来ないかんわけでありまして、幸い東白川村へは来ていただいた方が、また来年もおってもいいよと言われるので、それに乗っかって、私どもは何とか来年もと。もう1名ということ在必死にお願いしておるわけでございますし、北川所長においては、この村へ来て、17年間地域医療をやってみえた。そして、地域医療の学生たちと今の岐阜大学の先生と、そしてまた今、こうして加賀見君に働いておってもらうことと、1年に1回懇親会をやります。これは我々の会の主催でございます。そんな中で、北川先生がそれだけの長い間、ここにおって、やっておってくれるということは非常にありがたいことであって、今後もこのような方が果たしてできるのかどうかということは非常に私も不安に思うところでございます。

加賀見先生は、ここにおるか、下呂に行くか、小坂へ行くか、とにかくまだ地域医療はやらなくてはなりませんので、何とかここにおってくださいと言って、おってもらって、東白川はいいところですよと言ってくれますので、これはまあリップサービスかもしれませんが、大変ありがたく思っていて、心強く思っているところでございます。なかなか田舎へ、何の関係もなく希望して医師として

入ってくれる方が少ないというのは、ないとは申しませんが、少ないというのは事実でございます。岐阜あたりへ行くと、開業医が余っておるみたいな話も聞きますけど、一度岐阜の看護師会の方から、子供はもう岐阜へ来て産んだらどうですかと私は言われたことがございまして、非常に腹が立ったわけでございますけれども、地域においても、ぜひ拠点病院で子供が産まれるような、そんな病院をつくらないかんということで、下呂病院の院長先生ともタッグを組んで、何とかこの地域でも子供が産める。私たち、昔は母子センターで子供を産んでおったわけですが、今はもう東白川村では子供を産むなんてことは誰も思っていないわけでございます。そういうふうにはニーズも変わってまいります、地域の近いところで、都市へ行っておる子弟が村へ帰って、お母さんのそばで子供を産みたいと思う人もございますので、そういうことができる地域医療にしていかなければならないと思っております。これは、岐阜県全体の話でございますが、我が村のことについては、議員がおっしゃいますように、なるべくなら休日でも夜中でも診れるのが理想ではございますが、今ここで病院に、例えば戻すような形にしないとそれはできないわけで、何名の医師をどれだけ来ていただければ、そしてまた看護師さんももとはやっておったわけですが、あれから減ったのは4人ですので、それだけふやしてできるかという財政のことを言えば切りがございませぬが、現状でも、議員の皆さんも病院につき込む金については一言も文句を言わずにやっておっていただきますことは村民のためでございますので、今後ともそういう姿勢は私は変えるつもりはございませぬが、現状、どれだけ進めていきますと言われると、減らさないようにしますよぐらいが私の精いっぱい答えになってしまいます。理想としては、進めるのは反対ではございませぬ。小さなことでもためになることがあれば、一つでも二つでもやっていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

所長 北川浩司君。

○国保診療所長（北川浩司君）

質問の1つ目で、僻地医療を希望する医師がおりますかということですが、興味のある医師はそれなりにいると思います。二、三いろいろお話ししますと、まず国保直診、我々のようなところ、いわゆる医療過疎地ですね。たくさんありますので、やはりそういうところで医療をやってくれる医師を育てたいということで独自にいろんな運動をやっております、そういうところに、勉強会であるとか、体験とか、そういうのに来てくれる人は多いんですね。例えば新しい研修制度の中で地域医療というのがございまして、うちも下呂と県医療センターの協力施設になりまして、現場でのメリットは何もないのですが、少しでも地域医療に理解を若い先生にさせていただきたいということで、一人のお医者さんを一、二週間受け入れると。受け入れると、ほとんどマンツーマンでいろいろ指導をするので、私ども、しんどいばかりなんですけれども、頑張っってやっております、うちの診療所は研修医に非常に人気がございます。ここまですでももう10人以上は来まして、口コミでまたさらに来てくれるという状況で、県の医療センターのほうでは1カ所に偏るとよくないということとでちょっと制限されている状態なんですけれども、実際、非常に勉強になったとか、楽しかったと

言って帰ってくださるんですけど、それがその後どうなるかというのは非常に難しい話で、私どもも、現実には来てくださるということよりも、ここのことを知っておってもらえば、将来、例えば皆さんが出世されたときに、ここで困った患者さんがおって、救急で受け入れてほしいとか、いろんなことで助けてほしいというときに、村のことを知っておってくればプラスになるんじゃないかというような気持ちで頑張っております。

大きなアンケートを聞きますと、医療過疎地へ行っていいと。ただし、条件があると。これにほぼ尽きるんだと思いますけど、1つは、必ず半年か1年で帰ってこれるということ。もともとの都市部にですね。それから、キャリアパスが保障される。つまり、帰ってきたときに、ちゃんと勤めるところが保障されている。あるいは僻地に行ったときに、自分のキャリアにそれがマイナスにならないと。マイナスになるというのは、臨床ではないんですけど、例えば専門医の制度等ということ。それから、代診、代行医があるということで、学会であるとか、休暇であるとか、そういうのがちゃんととれるということがかなり条件として上がっておりまして、だから、ここなんかは医療過疎かもしれないですけど、僻地ではない。長崎なんか、離島がいっぱいあるところは、間違いなくそこで何とかせないかんということになると、長崎県なんかの対応は、やっぱり2年雇用で、1年半離島で、残り半年は留学させてあげますよという体制ですね。

あと、やっぱり私が一番思うのは、やりがいがあるかということでありまして、先ほど少ない人数で頑張るとか、いろいろありましたけど、救急もそうですけど、苛酷な勤務状況で、給料も安いのに頑張るといのは、やはり助かる命を助けたいとか、病気を治したいとか、そういうやりがいがあるのかということは一つあります。といいますのは、以前そうだったんですけど、土日にくつろぎに詰めていても、来る患者さんはばらばらで、月曜日に来てもいいような人ばかりが来るというのが何カ月も続いて、やっぱりやりがいを感じない。やる気をなくしてしまう。そういう状況では、やはり来てもらうことは難しいのかなというふうに思います。

それから、医局のこともありました。ちょっと2つ目の質問がぼやけてしまったのですが、医局の派遣制度が壊れたのは確かです、小泉さんのあれというのは、要するに自由競争をどんどん入れるというものでありまして、それによって、私どものような不採算のところとか、小さいところが非常に不利になったということでもあります。新医師臨床研修制度は、大学病院から人を奪ったので、大学病院に中堅の医師を地域から引き揚げたということでもあります。それで、医師不足を招き、かつ大学に入局しなくなったので、医局の医師派遣機能が機能しなくなったということで、一言で言いますと、医師が今まで以上にはるかに自分の行きたいところに自分の希望で行ける。今までは医局の言うとおりでということ御奉公だったんですけど、そうなったら、先ほどお話ししましたように意欲がないとだめだという状況になっております。

そういうわけで、もっと家庭医を育ててほしい、こういうところで頑張ってもらいたい、お医者さんにふえてほしいというのは本当にそうで、誰も医者になるときに、私はどんな病気でも診れる医者になりたい。目の前にけがしておる人がおったら助けられる医者になりたいというのは、誰もが

考えると思うんですね。ですが、現在、医学が進み過ぎて、それを全部やることができなくなりました。だから、家庭医は広く浅く、難しいことはできなくていいから、骨折も診れば、風邪も診れば、赤ちゃんも診れるというのですが、なかなかそれにマッチするような教育システム、あるいは受け入れシステムがございませんので、議員の御指摘は本当に温かい言葉ばかりで、非常にうれしく聞かせていただいたんですけど、厳しい現実がございまして、私たちはちょっと頑張っていくしかないということで、答えになりませんでした。失礼いたしました。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午後 2 時 07 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（安江祐策君）

会議を再開します。

◎報告第 1 号及び報告第 2 号について（提案説明・質疑）

○議長（安江祐策君）

日程第 8、報告第 1 号 平成 23 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第 9、報告第 2 号 平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの 2 件を一括して議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、報告第 1 号 平成 23 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

1 ページめくっていただきまして、財政健全化の比率がございます。

財政の赤字比率、それから連結赤字につきましてはハイフンになっておりまして、実質公債費比率が 13.5、将来負担比率が 36.7 でございます。

そして、1 枚めくっていただきますと、監査委員の意見がございます。そのかがみももう 1 枚めくっていただきますと意見書で、2 の審査の結果の(2)の個別意見のところ、①②はアンダーバーでございますが、②の実質公債費比率のところについては、平成 23 年度実質公債費比率の算定結果は 13.5% であり、これは前年度の 15.1% から 1.6 ポイント改善されており、また地方債の発行に際し、県の許可が必要となる 18%、それから財政健全化基準の 25% と比較してもこれを下回っており、良好であるというような意見を伺っておりますし、④につきましては、23 年度の将来負担比率

の算定結果は36.7%であり、早期健全化の基準である350%と比較すると、これを下回っており、良好であるという御意見をいただいております。

次に、もう1枚めくっていただきまして、報告第2号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、ここは簡水、下水ともアンダーバーでございます。両方とも赤字ではないためにアンダーバーでございます。

その後ろに監査委員の意見書がついておって、もう1枚めくっていただきまして、真ん中の辺の個別意見のところ、平成23年度は簡水会計、下水会計ともに資金不足状態がなく、資金不足比率の経営健全化基準20%比較すると良好であるというような御意見もいただいております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、日程第8、報告第1号 平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第10、議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成24年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、この計画は今年度の過疎債を充当しようとする事業のところを変更しようとするものでございます。変更箇所、左側が現行で、右側が変更をする部分でございます。

農業用施設の排水施設につきましては、五加用水の191メートルを291メートルに変更するものでございます。それから、その下の中谷用水の修繕、それから、その下のグリーン・ツーリズムにつきましては、新たに追加するものでございます。

次のページへ行きまして、乳幼児等、母子に対する医療費助成、それからNPO法人が行う学童保育の助成、それから医療の確保のところのエックス線の装置、それからストレッチャーの更新。

次のページへ行きまして、医事コンピューターの更新、検査システムの更新、それから子宮頸がんなどのワクチン接種に対する助成、教育のところにつきましては、照明機器等という言葉の「等」を挿入させてもらったものでございます。

次のページは、英語指導助手の経費の負担。

それから、9番のその他のところにつきましては、土砂災害ハザードマップの作成から地域防災計画のほうへ変えさせていただくのと、美しい村の推進事業を新たに追加するものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号から議案第57号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第11、議案第54号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第57号 東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてまでの4件について、条例関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第54号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例

の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

次のページですけれども、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項別表中、第1の1(5)の次に次のように加える。(6)農業体質強化基盤整備促進事業、(1)かんがい排水事業100分の15。

附則、施行期日、1. この条例は公布の日から施行する。

経過措置、2. 改正後の東白川村分担金徴収条例の規定は、平成24年度分から適用し、平成23年度分までの分担金については従前の例による。

これにつきまして、提出議案の新旧対照表を見ていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、東白川村分担金徴収条例新旧対照表、別記1ということで、改正後の表を上げさせていただいております。

次の裏のページになりますが、農業基盤整備事業の欄の末尾に、(6)農業体質強化基盤整備促進事業、(1)かんがい排水事業ということで上げさせていただいております。これは、6月の第2回定例会で、先ほど出ました中谷用水の修繕につきまして、当初、県単土地改良施設修繕事業で組んでおりましたものを、国の直接事業であります農業体質強化基盤整備促進事業に切りかえたことによるものでございます。分担金の額の100分の15につきましては、当初の県単土地改良事業で設定しておりました受益者負担100分の15をそのまま準用しております。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第55号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改めるとということで、先ほどの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表というのが出ておりまして、上の欄が改正後でございます。

改正の内容ですが、区分、名称、位置の下に棟数（戸数）というのを追加しました。それについて、理由は後ほど申し上げます。

それから、字句の修正で、地番の表示ですけれども、従前は何百何十何番地の1というふうになっておりましたけど、「百」とか「十」という表示を除きまして、五加でいいまして、「八百七十一番地」を「871番地」というふうに改めております。

今の五加荘のところでございますが、1棟（2戸）となっております。現在は2棟で4戸の建物

がございますけれども、2戸については古くなって、今年度取り壊しするという事で予算を認めていただいておりますので、村営住宅から外して、普通財産にかえて、取り壊しができるようにするものでございます。

もう1枚めくっていただきまして、下の欄のリホーム住宅1号住宅というのが越原にございますけれども、これは7月に入所者が退去されまして、その後、確認したわけですが、建物自体が既に明治時代の建物で、屋根瓦もセメント瓦で、雨漏りが非常にひどくて、カビも大変発生していて、また修繕するには非常なお金がかかるということですし、建物の1階部分の一部だけを借り入れておりますので、屋根全体をこちらが修繕するというのもすぐにはできない状態ですので、とりあえず村営住宅から外させていただいて、今後どうするかを検討したいものでございます。

その上の欄のリホーム住宅3号、東白川村越原33番地14というのは、株式会社東白川が所有する住宅で、旧岐阜部品の社長住宅として使われていたものでございます。これを株式会社東白川が現在リフォーム中でありまして、それを村が借り入れて、リホーム住宅として一般に貸し出しをしたいというものでございます。

もとへ戻っていただきまして、改正後の附則のところですが、施行期日、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第56号 東白川村防災会議条例の一部を改正する条例について。東白川村防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村防災会議条例の一部を改正する条例。東白川村防災会議条例の一部を次のように改正するという事で、恐れ入ります。新旧対照表の後ろから2枚目になりますけれども、防災会議条例がでございます。

災害対策基本法のほうで一部改正が行われまして、それに伴いまして一部改正案が送付されてきましたので、今回改正するものでございます。

主な改正は、所掌事務において、第2条第2項の、災害が発生した場合に当該災害に関する情報を収集するというようなことになっておりましたけれども、それを村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することというふうに変えさせていただいて、3番目に、前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べるということを追加するものでございます。

それから、第3条のほうで、委員でございますけれども、自主防災を組織する者、それから学識経験のある者を追加するものでございます。委員の定数については、全体の定数については変更はございません。中の定数の変更だけでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第57号 東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例について。東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年9月12日提出、東白川

村長。

東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例。東白川村災害対策本部条例の一部を次のように改正するというので、これもちょっと別紙を見ていただきますと、一番最後のページでございますが、これは国のほうの災害対策基本法の改正によりまして、条例のもととなる法の項の変更があったために、そののみを変更するものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号 東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてまでの4件についてを一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号 東白川村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号から議案第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第15、議案第58号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から、日程第20、議案第63号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第58号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,033万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,946万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページは第2表 地方債の補正でございます。臨時財政対策債、限度額7,000万円を7,580万円に変更するものでございます。発行額が決まってきましたので、増額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありませんので、省略をさせていただきます。

それから、8ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、10ページの2の歳入からお願いします。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額21万円でございます。これは、公共と村単とございますが、両方とも高簾林道の部分でございます。

その下の2項6目農林水産業費負担金、補正額が120万円。土地改良修繕の負担金ですが、中谷農道の舗装部分でございます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額350万円。これにつきましても、高簾林道の国庫負担でございます。

2項8目土木費国庫補助金、補正額が145万円。社会資本整備総合交付金となっておりますが、ハザードマップの作成補助でございます。

次のページの3項2目総務費国庫委託金、補正額15万2,000円。外国人登録事務の委託金の減額と、中・長期の事務の委託金でございます。

14款1項4目の衛生費県負担金、補正額が2万円の減。健康教育に係る部分でございます。

2項3目民生費県補助金、補正額48万3,000円の減。地域支え合い体制づくりの補助事業の減でございます。

4目衛生費県補助金18万2,000円。自殺予防対策の補助金、新規事業でございます。

6目農林水産業費県補助金642万4,000円。土地改良修繕事業、これは中谷舗装の部分160万円と防霜施設の補助金130万円でございます。それから、県単林道の補助金につきましては、加茂東のり面改良に係る部分でございます。それともう1個は森林交付金の補助金。

10目の教育費県補助金14万円。ぎふ清流国体の補助金でございます。炬火リレーと会場の運営交付金、合わせまして、差し引きで14万円の補正となります。

次のページの3項2目の総務費県委託金、補正額が7,000円で、就業構造の統計調査の委託金の決定によるものでございます。

15款2項1目の生産物売払収入、補正額が85万円でございます。村有林の立木でございます。

16款1項2目の指定寄附金、補正額が16万円。ふるさと思いやり基金に10万円、社会福祉指定に5万円、環境整備に1万円、それぞれいただいております。

次のページの17款2項4目の簡易水道特別会計繰入金、補正額が13万2,000円でございます。前年度精算に伴って、一般会計のほうへ繰り入れるものでございます。

5目の介護保険特別会計繰入金54万3,000円。これも精算によって繰り入れるものです。

6目の後期高齢者医療特別会計繰入金も24万7,000円ということで、前年度精算に係る部分でございます。

18款1項1目繰越金、補正額1,868万円。前年度の繰越金でございます。

19款3項1目貸付金元利収入31万8,000円の減でございます。長期宿泊体験協議会のほうの貸付金の償還でございます。

次のページの4項4目の雑入、補正額が148万円。社会福祉協議会の委託事業の精算、それから農業者年金の取り扱い手数料の決定による3万円、森林総合研究所の委託事業費の確定の30万円、前年度の諸団体補助金の返還金9万7,000円、合わせて148万円の補正でございます。

20款1項13目の臨時財政対策債、補正額が580万円でございます。

次の15ページへ行っていただいて、3の歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額10万円でございます。先ほどの指定寄附金をふるさと思いやり基金のほうへ積み立てるものでございます。

2目文書広報費150万8,000円の減額。広報広聴活動でございます。臨時職員の賃金を当初予算で見っていましたので、その分の減額と、広報発行費のほうでページ数の増がありまして、総額150万8,000円の減額でございます。

5目の財産管理費で補正額が5万2,000円。物件管理費で5万2,000円でございます。これにつきましては、風花屋の建物の保険の加入でございます。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額4万3,000円。戸籍・住民基本台帳費で職員の普通旅費でございます。

次のページの5項1目統計調査費、補正額7,000円。就業構造の調査で委託金が決まってきたので、事業費を補正するものでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額350万3,000円。後期高齢者医療費でございます。前年度精算で、広域連合へ支払うものでございます。

2の福祉医療費74万7,000円。これも福祉医療費で前年の精算の部分でございます。主に重度心身障害者の医療費でございます。

3の保健福祉費16万円の補正。保健福祉費のほうで超勤手当の補正でございます。

4目の老人福祉費184万5,000円で、老人ホームの措置費でございます。八百津の蘇水園に1名入所となりましたので、補正させていただきました。その下の個別避難計画等策定事業では31万5,000円の減額でございますが、下のほうで、委託料の契約額決定による減額、それから臨時賃金の補正などがございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額3万6,000円。子育て支援事業で3万6,000円でございます。むくハウスの浄化槽のフロアの修繕でございます。

4款1項2目予防費、補正額15万4,000円。健康教育のところでは3万円の減でございます。報償費の減でございます。次に、自殺予防の緊急対策事業18万4,000円でございます。新しい事業で、前のページの3万円減らしたのは、こちらへその分を移動してきております。これは、講演会などを2回ほど行う予定にしております。健やかな心のための講演会などを開く予定でございます。

4項保健福祉センター費、補正額11万5,000円。保健福祉センターで修繕料でございますが、寄附金をもとにいたしまして、保健センターの玄関のスロープの手すりを設置するような修理でございます。

5項環境対策費5万1,000円。環境総務費、職員の普通旅費と、看板設置につきましては、これも寄附金をもとにいたしまして、不法投棄防止の看板を作成するものでございます。

次の19ページ、6款1項1目の農業委員会費、補正額3万円で、農業者年金管理につきましては、農業者年金基金のほうからの手数料が決定してきましたので、それに合わせて歳出を補正するものでございます。

2目の農業総務費、補正額ゼロでございますが、ここにつきましては、森林総合研究所からの委託金の財源補正でございます。

3目の農業振興費57万8,000円。農地銀行で4万5,000円、それから茶業振興のほうで53万3,000円ですが、お茶の防霜施設の整備の補助金の追加でございます。

5目の山村振興事業費31万8,000円の減額。長期宿泊体験協議会の運転資金の貸付金の減でございます。

6目の畜産業費11万7,000円の増でございます。飛騨牛の優良雌牛の保留対策事業ということで、めぐみの農協等が実施しますこの事業に対して、宮代の今井さん宅の牛2頭を助成するものでございます。畜産協会が2分の1、JAが4分の1、村が4分の1を助成するものでございます。

7目の農地費、農地総務費で1,213万6,000円。ここにつきましては、県営中山間がありますけれども、それに向けての計画作成業務の委託料。それから、県単の土地改良事業、県単の排水路事業がございますが、県単土地改良事業につきましては中谷農道の舗装の部分でございます。それから、農業用排水路につきましては陰地の排水路でございます。土地改良事業の償還負担金53万6,000円でございます。

それから、2項1目林業総務費9万4,000円の補正。職員の超勤手当でございます。

それから、2目の林業振興費777万4,000円。危険木の除去につきまして村内からたくさんの御要望がございまして、危険箇所がたくさんございますので、二十数カ所を追加するものでございます。その下の森林整備地域の支援交付金でございますが、県の補助等が決定してきましたので補正をするものでございます。村有林管理事業につきましては、作業路等の修繕工事ということで、2本ございまして、1つは、神土の新巣の崩土除去工事。それから、越原の東洞の作業路の修繕工事でございます。それから、公有財産購入費につきましては、先般の村内視察でも見ていただきました安

江計幸さんの所有山林の取得でございます。

次のページの3目の林道総務費、補正額381万円。林道総務費で、1つは林道の一木線の橋梁の改良の調査設計でございます。もう一方の工事費につきましては、加茂東線ののり面の改良工事でございます。

7款1項2目の地域づくり推進費、補正額11万2,000円。ここにつきましては、土地の借り上げ料でございますが、風花屋の土地の平米40円増というものでございます。11万2,000円でございます。

8款1項1目の土木総務費、補正額62万円。土木総務費一般では、超勤手当の補正。それから、公共施設修繕工事は、4件ほどまだ申請がございまして、40万円補正するものでございます。

次のページの2項1目道路橋梁修繕費、補正額167万1,000円。道路橋梁修繕事業で用地補償費でございますが、小学校付近の外山下線の道路改良がございすけれども、その残地部分の土地も買収取得費ということで、その取得費でございます。その下が道の駅の管理費で、浄化槽の清掃費用でございます。

3項1目の住宅管理費、補正額が6万9,000円。フラットハイムで退出者がございすので、ハウスクリーニングの部分でございます。

9款1項3目災害対策費、補正額ゼロでございますが、ここにつきましては、ハザードマップの作成につきまして財源補正でございます。

10款2項1目学校管理費、補正額15万円。スクールバス管理費でございます。小学校周辺の迂回路の要請看板を設置するものでございます。

3項1目学校管理費、補正額14万4,000円。中学校管理費のところでは、東側の駐車場から玄関とか体育館まで照明がなく暗いということで、街灯を3基ほど設置するものでございます。

2目の教育振興費5万9,000円。部活の消耗品ということで、バスケットボールのルール改正により、この2学期より新規の7号ボールを使用することになりました。それで、7個ほどはPTAで買っていただきますけれども、残り8個ほどを補正するものでございます。

次のページの5項1目の保健体育総務費、補正額28万5,000円。保健体育総務一般で15万4,000円で、11月28・29日と長崎において全国スポーツ推進の全国大会がございすので、その費用でございます。ぎふ清流国体関連事業13万5,000円でございます。開会式のセレモニー、ギフトとフラッグの出演ということで、その出演者の費用弁償などを予定しておりますし、デモスポの需用費も予定しております。

11款1項2目林業用施設災害復旧費770万円。これは、公共林道、村単林道ともに高旗林道の災害復旧でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

そうしましたら、議案第59号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,430万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算の朗読は省略させていただきます、5ページの事項別明細書の総括も省略させていただきます。

7ページの2. 歳入から説明いたします。

2. 歳入。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額221万7,000円の増です。全体では増ですが、後期高齢者支援金分については67万7,000円の減になっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税15万2,000円増。こちらは、医療給付費分の保険料については7万円の減で、あとは増になっております。

10款1項1目繰越金382万1,000円。前年度繰越金でございます。

次のページの3. 歳出。

10款1項3目償還金、補正額619万円。前年度交付金の精算返還金となっておりますけれども、交付金がありまして、ここは療養給付費交付金の返還金でございます。

国保会計は以上でございます。

1枚めくっていただきまして、議案第60号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,810万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括の朗読は省略させていただきます、7ページから説明いたします。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額29万6,000円。介護給付費国庫負担金の前年度精算金でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額47万8,000円。こちらも介護給付費交付金の前年度精算金でございます。基金からの交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額22万2,000円。こちらは県の負担金の精算金でございます。

7款1項1目繰越金、補正額270万8,000円。前年度繰越金でございます。

次のページ、3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額280万円。介護給付費準備基金に積み立てるので、23年度保険料の給付費精算による余剰金を積み立てるものがございます。

7款1項2目給付費償還金、前年度介護給付費の一般会計からの負担金の返還ということで、補正額は47万円でございます。

3目交付金償還金、補正額43万4,000円。地域支援交付金の償還金で、国庫が15万円、県が7万5,000円、支払基金が13万4,000円、一般会計の返還が7万5,000円でございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

次に、次のページですが、議案第61号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,009万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括までの朗読を省略させていただきまして、7ページから御説明いたします。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額22万3,000円。前年度繰越金でございます。

次のページですが、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額9万円。職員手当の超勤手当で、夜間の漏水事故等が発生して、超勤手当が多くなる見込みですので、補正をお願いするものがございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額13万3,000円。簡易水道建設事業の災害復旧支障工事等精算分繰出金となっておりますけれども、23年度予算で24年度に繰越明許した事業が140万8,000円ほどありまして、陰地の災害復旧工事に伴うものと、村道の桁山橋の耐震化工事に伴うものがありますけれども、工事費の確定に伴って、13万3,000円を一般会計で負担するものがございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第62号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,049万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から、5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の朗読

を省略し、7ページの歳入から御説明申し上げます。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額13万円。説明欄、前年度繰越金。

8款1項1目指定寄附金、補正額10万円。説明欄の診療所施設整備指定寄附金として、日向の安江様から御寄附をいただいたものでございます。

8ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額11万7,000円。診療所一般管理費で備品購入でございますが、待合室の待合用のテレビということで、壁の取り付け型のテレビ40インチのものを購入するものでございます。取り付け費、アンテナ等電気工事を含むということで、健康チャンネルのリピートだとか、健康治療に対するVTR等を流して、待ち時間対策に努めるものでございます。

2款1項1目医業費、補正額11万3,000円。説明欄の保険料になりますが、老人保健施設の総合賠償保険で、11月に更新の時期を迎えるわけですが、保障内容の充実を図るということで、情報漏洩だとか、傷害保障でオプションになっていた分を今回追加増額で補正するものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

次のページで、議案第63号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,414万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算から5ページの事項別明細書の総括のところまでは朗読を省略させていただきます。7ページから説明いたします。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額1,000円。広域連合保健事業費負担金の前年度精算還付金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額24万7,000円。前年度繰越金でございます。

8ページですが、3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額24万8,000円。一般会計からの前年度繰入金の返還金でございます。広域連合への返還については一般会計予算で計上してございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の21ページの商工費の支出の部分なんですけど、金額はあれですけども、実はここでちょっと御質問があるんですけど、前回の補正の段階で、取得と、それから今後の維持のための地代ということがセットで議論されたわけですが、そのとき、協議会委員会等でもありましたが、ひょっとしたら地代については、この金額が上限、ちょっと高過ぎないかという議論が行われたはずですよ。その中で出た意見の中では、安過ぎるから、もっと払えというような意見はなくて、高過ぎる可能性があるんじゃないかという意見において一定の返事をいただきました。その上で、議会としては最終的にオーケーを出したわけですが、このオーケーというのは、あくまでも上限としてのオーケーだったはずで、それを越してまでこの事業を推進していいんかどうかというようなことの許可は、前回の議会の趣旨を考えた場合、許可がおりてないとみなすのが本来の考え方ではないかと思いません。ほかにもこういう補正はありますが、一々金額を取り上げてない場合の予算通過と、今回の補正予算の場合は、一旦議論をした上での補正予算通過だったと思います。それに対して、単純に予定よりも多くかかりましたから、もう一回補正をお願いしますというのは、金額補正だけではなくて、事業の見直し等をもう一回含める必要があるんじゃないかという点と、もう1個、実は今回のこの支出におきましては、第2次的な施設を利用していただくときの外部の利用者に対する負担増になり得る金額の増です。この辺はもっともっと慎重に議論して、支出金額を確定していただく必要がなかったかと思ひまして、経緯の説明と、それから議会での決定に対して、上のほうに補正されるという形での今回の補正予算の上程についての説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

風花屋の借地料ですけども、前回のときに取得費と一緒にさせていただきましたが。あのときには月に約10万ということで出させていただきましたけれども、まだ地主とは話がしていないというふうで村長からも話がしてあったと思ひますけれども、その後、話をさせていただいて、どうしても、先ほど出ておりましたけれども、平米440円で計算してありましたが、480円ということでもございましたので、補正をお願いするものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今おっしゃいましたように、金額について、たまたまそうなったという解釈をしていいのかわかりませんが、議会として、例えばこれだけの支出なら購入してもいいであろうという判断を

前回している段階のとき、交渉の上で、議会からはこれだけしか予算が認められてないんだ。議会というのは、申しわけないですが、村民の代表である僕らの意見は、村民が取得する資産に対して、これだけの借地料なら取得してもいいだろうという判断をしたものと僕は解釈しております。それに対して、交渉の段階でそのことを持ち出されて、村民が理解している金額はこれだけだけど、どうしてもそこに下がらないのかという交渉をなされたかどうか、お伺いしたい。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

この件については、当時、借地料は、我々としては月10万円ぐらいでお願いをしたいという仮定の話をしたしましたが、120万円、まずもとがないと交渉もできないということでしたので、交渉をいたしましたところ、近くの土地は全部480円であるということで、この金額にぜひともお願いをしたいということで、かなり今までの決まっておったものと思うと随分と安くなったわけですが、お願いをしたいという話でございましたし、この件についてはもう1人地権者がありまして、そちらのほうも同じ金額ということになりまして、120万円では11万2,000円不足をするということでございますので、もう一度補正予算が通ってから契約しようかということで、今回これだけをふやさせていただいて、契約をして、一日も早いあとの対策をとりたい、こういうものでございますので、議員の皆様方に対して、前にはこれぐらいだろうという全く不確定なことを申し上げまして、申しわけなかったと思いますが、今回はしっかりした金額を用いて交渉しておりますので、これだけ認めていただければ貸していただけるということでございますので、何とぞお認めをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、2番議員のほうからも質問がありましたけれども、私もこのことは、やはり今、行政も大変苦勞されていることは十分わかるんですけども、あとどういう形になるかということも、まだ今のところ、村長のきょうの御答弁だと、大体煮詰まってはおるようなことも理解はしておりますけれども、もう少しはっきりとした目的も出た上での最後の交渉もあり得るかなと思いますし、目的によっては、また別な方がこれを負担せなあかんということも発生せざるを得ないような状況になった場合に、それが本当に妥当だったかどうかということも、また我々議会に問われるわけですので、その辺、もう少し慎重というか、目的とあれを絡み合わせながら、最終的な判断を、今どうしてもしなきゃならんのかどうか、私自身が迷っておるんですけども、村長は、どうしてもそれは解決しなきゃならんと思っておられるのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私としては、先ほどの一般質問でもお答えしましたように、一日も早く次の段階に進みたいということは思っておりますので、これをもう一度考え直すということは考えておりませんが、これだけ出すということがぐあいが悪いということだと、もう一度地権者とお話し合いをしなければならないわけですが、一日一日と延びてまいりますので、これも、これだけ高くなるということじゃなくて、風花屋が契約しておりました金額は800円でございますので、半額になるということで、非常に地権者も悲しがっておられるわけですので、ぜひともこれだけのものを増してあげたいと、こういうふうに私は思っております。もちろんこれは、議会が通らんと話にならんわけでございますので、皆様方で議論の上、御決定いただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

20ページの林業振興費、危険木除去事業の件なんですが、先般も全校PTAの会議があったときに聞いておりましたら、危険木が通学路にあるということで、毎年毎年いろんなところを予算を見てやっていますが、特に通学路に関してですが、私の記憶にある中でも、ことしも去年も風とか雨によって倒れた箇所を何件か確認しております。これはやはり危険がありますので、来年度予算で一遍に東白川中できないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

これは今年度予算で大体全部と思っておりましたが、それからあらわれてきたのか、それから枯れたのか、ちょっと気がつかないんだよということなのかわかりませんが、切っていつておるうちに、ここもここもと順番にふえてきたということでございますので、来年度予算についても、過剰に予算を見ておくということもできませんので、補正予算は、毎年どれだけが補正があっても大丈夫のように財源を確保して予算を立てます。それで、こういうふうに後から出てきたものはその都度補正をさせていただいて、切る。例えばこの危険木もそうですが、雪がたくさん降れば除雪の費用は補正をさせていただかんらんと。頭出しと申しますか、ある程度の金額の予算を立てておいて、それが足らん場合は補正でお願いするというのが村のやり方でございまして、なるべく予算内で済むようにやるのは確かに議員言われるとおりでございますので、来年度予算の場面においては、当然これだけは要るよというものを立てたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

確かにことしも予算が見てありまして、それから届け出があったところが片づいていれば、僕もちょっと確認不足かもしれませんが、ことしも新たに出てきて、多分施工箇所がふえたかと思いますが、一度全部調査というか、大分気をつけて見ても見逃しがあったりとかしますので、そういう意味で、一回点検をして、一回やってしまえば、そんなに急に松も枯れるわけではないので、多分次の年はいいのではないかと。そういう意味の質問ですが、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

19ページの農地費の中で、中山間地総合整備事業の計画作成業務委託料が500万ほどあるわけですが、これも先々月ですか、県営の中山間事業で東白川村のほうへ仕事がもらえたということで、私たちが大型事業ということで大変期待をしながら、行政のほうもそれに向かって、いろいろ要望書を受け取ったりして、これ、協定集落を中心に要望書が出ていると思うんですけども、今ここに調査委託料が500万出てきているところで、その前のところがどういう形でどういうふうになったかということの計画がまだ私らのところには何も提示がないところに、もう既にこの作成費が出ているんですけども、順序からいけば、やっぱり計画を前もってちょっとでも出していただいて、それを土台に我々も委託料のあれを認めるといふ形からいけば、そういうのが普通ではないかと思うんですけど、ここに委託料500万という形がのっているんで、もう少し説明をしていただけるとありがたいなあと、その辺の解釈をちょっとお願ひします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

8月に協定集落を通していただきまして、要望を上げていただきましたところが、あと全協でも報告をさせていただきますけれども、約10億ほどの事業料が回ってきております。実質の計画を立てますのが来年になりまして、今年度はその候補地の地区調査というものをつくります。この農道にどれだけかかるのか、どれだけ効果があるか、そういった費用対効果等を地区ごとに調査いたしまして、それをもとに、来年度実質優先度、緊急性を配慮して計画を立てるといふような段取りになっておりますので、一応該当箇所を地区別に調査するというものでございます。内容につきましては、箇所がたくさんありますので、また後日、いろいろと説明会等で行っていきたくと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

よくわかりました。ただ、説明を前もって、ある程度煮詰まった状態の説明を我々はちょっと聞きたいというのが私の質問の内容で、定例会のどこかでまた全協もありますので、また聞けるかと思うんですけれども、その前に、ちょっとそういうのも事前に聞きたかったということが質問の内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から、議案第63号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について、一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第63号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第21、同意第6号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで安江教育長に申し上げます。

この件は、教育長に関係する事件ですので、退席をお願いしたいと思います。

〔教育長 安江雅信君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第6号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白

川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成24年9月12日提出、東白川村長。

記、氏名、安江雅信。生年月日、昭和29年9月4日生まれ。住所、東白川村越原641番地。

この安江雅信氏の任命理由についてでございますが、安江雅信君は、現在までに教育委員を5年半お務めいただいておりますが、次期も引き続き、教育委員をお願いするものです。

安江君は、教育委員会事務局を長く経験し、教育行政には精通されており、教育関係者からの信頼も厚く、適任者でございますので、何とぞ同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第6号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

安江雅信君の入室を求めます。

[教育長 安江雅信君 入場]

安江雅信君の東白川村教育委員会の委員の任命につき議会在が同意したことを報告します。

ここで安江雅信君に挨拶をいただきたいと思ひます。

○教育長（安江雅信君）

ただいまは教育委員の職務について御同意をいただけたとの告知を賜りました。まことにありがとうございました。御礼を申し上げますとともに、心してかからなければいかんと思ひております。

きょうの昼休みに、全く前ぶれもなく、小学校6年生のときの先生が岐阜から訪ねてきてくださいました。懐かしい話をして、すぐまた行かれたわけですけれども、これも暗に初心を忘れることなく、しっかりやらんとあかんぞというふうなことを論してくださったのかなと思ひております。

議会の皆様や関係の皆様の御指導、御協力をいただきながら、取り組ませていただきますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

村長さん、そして同僚の皆さんには、議会の皆様に申し上げたところでございますけれども、職員と一緒に取り組ませていただきます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩とします。

午後 3 時 32 分 休憩

午後 3 時 37 分 再開

○議長（安江祐策君）

会議を再開します。

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（提案説明）

○議長（安江祐策君）

日程第 22、認定第 1 号 平成 23 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 28、認定第 7 号 平成 23 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

認定第 1 号 平成 23 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成 23 年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

認定第 2 号 平成 23 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成 23 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

認定第 3 号 平成 23 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成 23 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

認定第 4 号 平成 23 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成 23 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

認定第 5 号 平成 23 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成 23 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成 24 年 9 月 12 日提出、東白川村長。

認定第6号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成23年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

認定第7号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成24年9月12日提出、東白川村長。

平成23年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成23年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成23年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

東日本大震災により、我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じて、サプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、現在も景気の持ち直しを緩やかなものにしていきます。

また、物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いており、消費者物価は3年連続の下落となります。本村では、こうした経済状況に加え、急速な過疎化が進展しており、農林業、商工業とも厳しい状況であると認識しております。

23年度は、22年度に国が緊急経済対策として実施したきめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金の繰り越し事業として、研修館改築、村営住宅整備、村道修繕、村営図書館機能拡張などの各種工事や災害復旧工事を実施しました。ソフト事業では、時代に合った村づくり推進方策として、官民協働での村づくり体制構築のための検討活動や、日本で最も美しい村連合への加盟活動、保育料の県下最低水準までの引き下げなどを実施しました。

9月に発生、接近した台風15号による災害では記録的な豪雨となり、本村で初めての避難勧告を発令する事態となりましたが、村民の皆様の高い防災意識により適切な行動がなされ、幸いにも人的被害はなく、安堵したところですが、防災対策のさらなる充実の必要性を痛感した災害でありました。

その他、各事業についても順調に実行できましたことにつきまして、議会の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力によるもので、心より感謝を申し上げます。

以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億5,209万9,269円
		同		歳出総額	22億8,556万7,245円
		同		差引残額	6億6,653万2,024円
			国民健康保険特別会計	歳入総額	3億7,374万5,952円

同	歳出総額	3億4,222万1,632円
同	差引残額	3,152万4,320円。
介護保険特別会計	歳入総額	2億3,916万255円
同	歳出総額	2億2,283万4,378円
同	差引残額	1,632万5,877円
簡易水道特別会計	歳入総額	1億5,211万7,045円
同	歳出総額	1億4,541万3,717円
同	差引残額	670万3,328円
下水道特別会計	歳入総額	2,329万5,960円
同	歳出総額	2,114万9,972円
同	差引残額	214万5,988円
国保診療所特別会計	歳入総額	3億762万6,871円
同	歳出総額	2億6,839万8,634円
同	差引残額	3,922万8,237円
後期高齢者医療特別会計	歳入総額	3,457万7,853円
同	歳出総額	3,303万972円
同	差引残額	154万6,881円
特別会計合計	歳入総額	11億3,052万3,936円
同	歳出総額	10億3,304万9,305円
同	差引残額	9,747万4,631円
総	額 歳入総額	40億8,262万3,205円
同	歳出総額	33億1,861万6,550円
同	差引残額	7億6,400万6,655円

第2 一般会計

平成23年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額は24億920万4,000円で、前年度比1.9%増となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より多い6億3,751万4,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、村民税のたばこ税以外の税目で減となり、前年度より少ない1億9,624万5,000円となっております。

また、未納額は2,610万円となり、前年度より若干ふえましたが、滞納整理につきましては鋭意努力をいたしております。

分担金・負担金は、前年度より611万9,000円増となりましたが、内容は、保育料の引き下げによる減が433万9,000円ありますが、臨時的な収入として、村民センター耐震化工事負担金431万9,000円や土地改良施設修繕負担金487万9,000円があり、前年度より増となりました。

使用料及び手数料は、前年度より165万4,000円減となりましたが、これは主に住宅使用料が減ったためです。

財産収入は、前年度より221万8,000円増となりましたが、これは村有林生産財売払収入が138万5,000円減ったものの、土地貸付料で399万円増となったためです。

寄附金は、前年度より80万1,000円増となりましたが、これは、ふるさと思いやり基金指定寄附金を初め、各種指定寄附をいただいた結果であります。

諸収入は、前年度より1,542万2,000円減となりましたが、これは主に県町村会からの臨時交付金の減額によるものです。

繰入金、繰越金を含めた自主財源の総額は9億1,529万7,000円で、歳入総額の31%となり、前年度より23.1%増となっています。

次に、依存財源に注目してみますと、歳入全体の45.7%を占めます地方交付税は、多くの費目の算定数値となる国勢調査人口が、17年数値から22年数値に置きかえられた影響があり、前年度より1,547万円減となりました。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より315万9,000円減となりましたが、これは地方消費税交付金や自動車取得税交付金の減によるもので、景気の低迷やエコカー減税の影響が考えられます。

国庫支出金は、前年度より5,701万7,000円の増となりましたが、これは22年度の地域活性化臨時交付金が減となったものの、災害復旧費国庫負担金が1億4,070万3,000円交付されたことによるものでございます。

県支出金は、前年度より1,622万2,000円減となりましたが、これは主に作業道整備補助金や森林整備地域活動支援交付補助金の減によるものです。

村債は、前年度より1,120万円増となりましたが、これは主に過疎対策事業債のソフト事業分や災害復旧債の起債によるものです。

依存財源の総額は20億3,680万2,000円で、歳入総額の69%となり、前年度より1.7%増となっています。

次に歳出では、決算総額22億8,556万7,000円で、前年度より5.3%増となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、合計で前年度より2%減となりました。

繰出金は、前年度より1%増となりましたが、これは国保診療所特別会計への施設整備に係る繰り出しがあったためです。

投資的経費は、前年度より49.4%の大幅な増となりましたが、災害復旧費の増によるものです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より3.2%増となりましたが、これは主に財政調整基金を前年度に引き続き1億円を積み立てたものや、長期宿泊体験協議会へ一時的に運営費を貸し付けたものです。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

歳入では、国庫支出金が1,372万9,000円増、共同事業交付金が675万9,000円増、療養給付費交付

金が182万8,000円増となりましたが、被保険者数の減に伴い、保険税は前年度より554万7,000円減、前期高齢者交付金が6,263万1,000円減、県支出金が1,257万9,000円減となり、全体では前年度より3,545万8,000円少ない3億7,374万6,000円となりました。

保険税収納率は、現年度分は95.6%で、前年度より0.6ポイント下がり、過年度分につきましても5.6%で、5.0ポイント下がっております。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の65%を占める保険給付費は、前年度より192万2,000円減で、前年度より0.9%減となりました。歳出全体では、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等の減額もあり、総額で2.7%減となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は23年度末で144人となり、前年度より5人増となりました。

歳出全体の89.9%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増加により2億23万3,000円で、前年度より5.1%増となりました。

歳出決算額は、総務費、地域支援事業費、保険給付費の増加で、前年度より399万3,000円多い2億2,283万4,000円となりました。

また、平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画を作成し、保険料基準額を月額3,000円に据え置きました。

第5 簡易水道特別会計

23年度は、前年度に続いて、大明神浄水場前処理機のろ過砂入れかえ工事等を行い、施設の維持管理に努め、安全で清浄な水道水を御利用いただけるよう努力いたしました。

また、ハンディーターミナルを使った水道検針システムを新たに導入しました。従来は手書きによる水道使用料のお知らせによって、使用水量のみをお知らせしていましたが、システムの導入により、水道料金概算額や振替予定日などもあわせてお知らせできるようになり、水道加入者の利便性の向上を図ることができました。

歳出決算額は、総務費及び施設維持管理費が増加したものの、簡易水道事業費の減で、前年度より604万6,000円少ない1億4,541万4,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は、総務費及び維持管理費の増で、前年度より53万6,000円多い2,115万円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計は、病院会計から移行して4年目で、診療所化に伴い、収支の改善を図る目的で取り組んできました看護師研修は引き続き2名を派遣しました。また、療養病床から老人保健施設へ転換して2年目で、介護報酬収入等の改善と施設の安定した利用・運営に努めました。

歳入では、外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は全体の53.4%を占め、CTスキャナー装

置更新に係る過疎対策事業債分を含む一般会計からの繰入金は7,834万3,000円で、歳入全体では3億762万7,000円となりました。

歳出では、全体の65.3%を占める給与費は1億7,515万円で、前年度より1.2%増となりました。老朽化したCTスキャナー装置を1,349万2,500円で更新して、健診設備の充実に努めたことにより、医療機器等の整備事業費は前年度より968万4,000円多い1,492万3,000円で、全体の5.6%となりましたが、歳出決算額は、前年度より1,315万9,000円少ない2億6,839万9,000円となりました。

診療所の運営体制について、住民を代表する委員の方々から御意見を頂戴する事業改革委員会を設置しました。いただきました貴重な御意見を今後の運営に活用させていただきます。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから4年が経過しました。23年度末受給者数は前年度末より6人ふえ、644人となりました。

歳入では、保険料と繰入金で96.7%を占め、歳入決算額は3,457万8,000円となりました。

歳出では、95.7%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が3,164万8,000円で、歳出決算額は3,303万1,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げますが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は13.5%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善をしています。

また、第三セクターや事務組合への将来の債務負担等も計算に入れて算出する将来負担比率も36.7%であり、健全であるという判断です。また、財政調整基金も1億円積み立てし、積み立て残高は6億8,000万円とすることができました。この基金については、災害等不測の事態に対応できる体力をつけるため、標準財政規模の2分の1相当である8億円を新たな指針としましたので、計画的に積み立てを実施してまいります。なお、財政については、今後も引き続き健全化に取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いします。

以下、各課別に報告してまいりますと、総務課では、ソフト事業で、官民協働の村づくりの実現に向け、有志の皆様と年間を通しての勉強会活動や、日本で最も美しい村連合への加盟活動、小水力発電普及研究会活動を行いました。また、施設整備事業では、研修館の改築、村民センターの耐震改修、CATV第2受信点整備などの各種工事やCATV高所作業車両整備を行いました。

村民課では、課題となっています滞納対策については、村税等滞納対策連絡会議の検討をもとに、徴収嘱託員を引き続き設置し、滞納額の増加防止に努めるとともに、県税担当職員と共同で滞納整理を行う併任制度への取り組みを実施することにしました。環境対策では、地球温暖化対策及びエネルギーの地産地消の一助とするため、住宅用太陽光発電システム設置補助金を10件に、116万3,000円の交付を行いました。住宅対策では、木曽渡に、きめ細かな交付金繰り越し事業で建築していた定住促進住宅2戸が完成いたしました。水道事業では、浄水場前処理ろ過砂入れかえ工事や

簡易水道事業認可設計書変更申請委託事業を実施し、安心・安全な飲料水の供給に努めました。

産業建設課では、農業振興のソフト事業として、5年間の継続事業で3年目となる耕作放棄地対策事業を実施し、23年度は10アール当たり1万2,000円の奨励金を交付し、56件、349万1,000円の補助を行いました。また、施設整備事業では、事業の拡充に対応するため、茶の里会館電気設備の高圧受電設備及び幹線動力設備工事を行いました。

林業振興では、路網整備地域活性化事業を活用し、大正洞2号線を482万1,000円で開設いたしました。森林整備地域活動支援交付金事業は、第2期5カ年計画の最終年度として、境界の明確化や作業路網の改良等の事業に対し1,250万円を森林組合ほか2団地に交付いたしました。

商工振興では、商工会が実施したプレミアムつきつちのこ商品券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。フォレストスタイル事業では、平成21年度に営業支援活動を開始してから、年々受注件数は増加しており、平成23年度は、工務店持ち込みを含めて33件、8億8,000万円の契約を行うことができました。

村土保全維持関係では、地籍調査事業を上親田地区及び黒淵地区を中心に実施しました。また、社会資本整備交付金を活用した橋梁修繕詳細設計や村道路面修繕工事等を行いました。

災害復旧関係では、平成22年7月梅雨全線豪雨災害、平成23年2月の低温による凍上災の復旧工事、平成23年8月梅雨全線豪雨災害、平成23年9月台風15号豪雨災害を実施しました。特に台風15号豪雨災害では、道路災害5カ所、河川災害5カ所、農地災害1カ所、農業施設災害5カ所、林業施設災害3カ所の公共災害復旧事業を実施しました。

教育委員会では、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して村営図書館機能拡張工事を、僻地児童・生徒援助費補助金を活用しスクールバス3台の更新整備を実施しました。

地域医療センターでは、せせらぎ荘のスプリンクラー整備による安全対策を実施したほか、介護認定訪問車両の更新やみまもり巡回車両の整備を行い、活動体制の充実を図りました。診療所運営では、CTスキャナー機器の更新を行い、診療体制の充実を図りました。また、事業改革委員会を設置して、今後10年間の運営について貴重な御意見を頂戴いたしました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体、並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。平成24年9月12日、東白川村長。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、別冊の平成23年度東白川村決算書の説明を申し上げますので、資料をごらんいただきたいと思います。

2ページでございます。

平成23年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款村税、予算現額 1 億9,816万円、調定額 2 億2,309万9,981円、収入済額 1 億9,624万5,126円、不納欠損額75万3,548円、収入未済額2,610万1,307円。予算現額と収入済額との比較、△の191万4,874円でございます。

以下、款の収入済額の説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

2 款地方譲与税3,161万2,038円。

3 款利子割交付金77万円。

4 款配当割交付金37万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 8 万1,000円。

6 款地方消費税交付金2,533万2,000円。

7 款自動車取得税交付金705万4,000円。

4 ページへまいりまして、8 款地方特例交付金679万8,000円。

9 款地方交付税13億4,771万7,000円。

10款交通安全対策特別交付金48万5,000円。

11款分担金及び負担金2,272万9,119円。

12款使用料及び手数料6,825万3,726円。

13款国庫支出金 2 億7,051万8,135円。

14款県支出金 1 億2,906万5,493円。

6 ページの上でございます。15款財産収入、収入済額でございます。1,087万6,501円。

16款寄附金319万9,970円。

17款繰入金107万158円。

18款繰越金 5 億7,572万5,880円。

19款諸収入3,719万6,123円。

20款村債 2 億1,700万円。

歳入合計でございます。予算現額が24億920万4,000円、調定額が30億2,281万6,403円、収入済額が29億5,209万9,269円、不納欠損額が115万6,648円、収入未済額が6,956万486円、予算現額と収入済額との比較が 5 億4,289万5,269円でございます。

一般会計、歳出でございます。

1 款議会費でございます。予算現額が4,174万3,000円、支出済額が4,111万4,343円、翌年度繰越額はなし、不用額が62万8,657円、予算現額と支出済額との比較が62万8,657円でございます。

以下、支出済額のところを説明させていただきます。

2 款総務費 5 億1,546万4,300円。

3 款民生費 3 億7,350万798円。

4 款衛生費 2 億8,759万6,688円。

6 款農林水産業費 2 億63万6, 644円。

7 款商工費6, 187万7, 734円。

8 款土木費7, 466万9, 214円。

9 款消防費7, 765万2, 901円でございます。

次のページの上で、10 款教育費が 1 億6, 091万4, 337円。

11 款災害復旧費が 1 億9, 673万3, 161円。

12 款公債費が 2 億9, 540万7, 125円。

14 款予備費はなしでございます。

一般会計、歳出合計でございます。予算現額が24億920万4, 000円、支出済額が22億8, 556万7, 245円、翌年度繰越額が6, 194万6, 000円、不用額が6, 169万755円、予算現額と支出済額との比較が 1 億2, 363万6, 755円でございます。

欄外へまいりまして、歳入歳出差引残額が 6 億6, 653万2, 024円でございます。この金額が24年度へ繰り越す金額となります。うち、基金繰入金はなしでございます。この繰入金につきましては、予算に計上せずに繰り入れる措置ができることになっておりますが、その場合の金額でございますが、そういった措置はとっておりませんので、ゼロでございます。平成24年 9 月12日提出、東白川村長。

続きまして、12ページにつきましては、事務の手の流れになりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。14ページのほうへお願いしたいと思います。

特別会計につきましては、款の収入済額、または支出済額の説明をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

歳入の国民健康保険特別会計でございます。

1 款国民健康保険税、収入済額の欄でございます。6, 727万5, 984円。

2 款使用料及び手数料 2 万1, 100円。

3 款国庫支出金8, 624万2, 001円。

4 款療養給付費交付金938万7, 484円。

5 款前期高齢者交付金7, 009万2, 031円。

6 款県支出金1, 358万6, 538円。

7 款共同事業交付金3, 292万8, 620円。

8 款財産収入 1 万9, 596円。

9 款繰入金3, 634万9, 592円。

次のページ、10 款でございます。繰越金5, 744万5, 707円。

11 款諸収入39万7, 299円でございます。

歳入合計の予算現額でございます。4 億801万4, 000円、調定額が 3 億9, 728万2, 471円、収入済額が 3 億7, 374万5, 952円、不納欠損額が398万4, 195円、収入未済額が1, 955万2, 324円で、予算現額と

収入済額との比較が△の3,426万8,048円でございます。

国民健康保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。1,175万1,880円。

2 款保険給付費 2 億2,210万7,646円。

3 款後期高齢者支援金等3,713万5,696円。

4 款前期高齢者納付金等11万756円。

5 款老人保健拠出金2,860円。

6 款介護納付金1,805万7,842円。

7 款共同事業拠出金3,472万2円。

8 款保健事業費211万5,558円。

9 款基金積立金が2万円でございます。

次のページの上で、10 款諸支出金1,619万9,392円。

11 款予備費はなしでございます。

国民健康保険特別会計、歳出合計でございます。予算現額が4億801万4,000円、支出済額が3億4,222万1,632円、繰り越しはなしでございます。不用額が6,579万2,368円、予算現額と支出済額との比較が6,579万2,368円でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が3,152万4,320円でございます。平成24年9月12日提出、東白川村長。

次の22ページは省略させていただきまして、介護保険特別会計、24ページをお願いしたいと思います。

平成23年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

介護保険特別会計、歳入。

1 款保険料、収入済額の欄でございます。3,468万8,000円。

2 款使用料及び手数料はなし。

3 款国庫支出金5,749万7,000円。

4 款支払基金交付金5,985万4,000円。

5 款県支出金2,846万4,000円。

6 款繰入金3,679万3,928円。

7 款繰越金2,136万3,018円。

8 款諸収入48万9,700円。

次のページの上で、10 款財産収入が1万609円でございます。

歳入合計でございます。予算現額が2億2,876万9,000円、調定額が2億3,941万8,355円、収入済額が2億3,916万255円、不納欠損はなしでございます。収入未済額が25万8,100円、予算現額と収入済額との比較1,039万1,255円でございます。

介護保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。1,230万8,432円。

2 款保険給付費 2 億23万2,952円。

4 款基金積立金421万1,309円。

5 款地域支援事業費353万7,090円。

6 款公債費はなしでございます。

7 款諸支出金が254万4,595円。

予備費はなしでございます。

次のページで下へまいりまして、歳出合計でございます。予算現額が 2 億2,876万9,000円、支出済額が 2 億2,283万4,378円、繰越金なしで、不用額が593万4,622円、予算現額と支出済額との比較ですが、593万4,622円増額でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が1,632万5,877円でございます。平成24年 9 月12日提出、東白川村長。

32ページは省略をさせていただきます、簡易水道特別会計、34ページをお願いいたします。

平成23年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、収入済額でございます。5,071万4,425円。

2 款繰入金8,816万2,000円。

3 款繰越金947万7,312円。

4 款財産収入1,136円。

5 款分担金及び負担金374万円。

9 款諸収入 2 万2,172円。

歳入合計でございます。予算現額が 1 億5,026万4,000円、調定額が 1 億5,249万8,438円、収入済額が 1 億5,211万7,045円、不納欠損額が 2 万6,570円、収入未済額が35万4,823円、予算現額と収入済額との比較が185万3,045円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費の支出済額でございます。1,521万8,633円。

2 款簡易水道事業費210万円。

3 款施設維持管理費1,921万7,998円。

4 款公債費 1 億887万7,086円。

5 款予備費、なし。

歳出合計でございます。予算現額が 1 億5,026万4,000円、支出済額が 1 億4,541万3,717円、翌年度繰越額が140万7,000円、不用額が344万3,283円、予算現額と支出済額との比較485万283円でございます。

欄外の歳入歳出差引残額が670万3,328円でございます。平成24年 9 月12日提出、東白川村長。

38ページは省略で、下水道特別会計でございます。40ページをお願いいたします。

平成23年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、収入済額でございます。745万5,600円。

2 款繰入金1,297万9,000円。

3 款繰越金286万1,215円。

4 款財産収入145円。

歳入合計、予算現額が2,180万2,000円、調定額が2,329万5,960円、収入済額が2,329万5,960円、不納欠損額と収入未済額はなしでございます。予算現額と収入済額との比較でございます。149万3,960円でございます。

下水道特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。705万9,872円。

2 款施設維持管理費482万8,586円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費、なし。

歳出合計が、予算現額2,180万2,000円、支出済額が2,114万9,972円、繰り越しはなしで、不用額が65万2,028円、予算現額と支出済額との比較が同じでございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が214万5,988円でございます。平成24年9月12日提出、東白川村長。

44ページは省略で、国保診療所特別会計でございます。46ページをお願いいたします。

平成23年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款診療収入、収入済額でございます。1億6,441万8,221円。

2 款使用料及び手数料147万3,212円。

4 款財産収入667円。

5 款繰入金8,379万8,000円。

6 款繰越金3,769万8,666円。

7 款諸収入1,261万2,105円。

8 款寄附金88万円。

9 款国庫支出金674万6,000円でございます。

歳入の合計にまいりまして、予算現額が2億8,139万7,000円、調定額が3億814万9,433円、収入済額が3億762万6,871円、不納欠損はなしで、収入未済額が52万2,562円でございます。予算現額と収入済額との比較が2,622万9,871円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。2,377万9,570円。

2 款医業費2億3,235万8,832円。

3 款基金積立金88万円。

4 款公債費1,138万232円。

5 款予備費はなしでございます。

歳出合計が、予算現額 2 億8,139万7,000円、支出済額が 2 億6,839万8,634円、繰り越しはなしで、不用額が1,299万8,366円で、予算現額と支出済額との比較が1,299万8,366円、同額でございます。

歳入歳出差引残額でございます。3,922万8,237円でございます。平成24年 9 月12日提出、東白川村長。

52ページは省略させていただきまして、後期高齢者医療特別会計でございます。54ページをごらんいただきたいと思えます。

平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額でございます。1,650万8,800円。

2 款使用料及び手数料2,900円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金38万2,178円。

4 款繰入金1,693万3,545円。

5 款諸収入 1 万6,363円。

6 款繰越金73万4,067円。

歳入合計が、予算現額3,459万8,000円、調定額が3,490万3,953円、収入済額が3,457万7,853円、不納欠損はなしで、収入未済額が32万6,100円で、予算現額と収入済額との比較が△の 2 万147円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。98万293円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,164万8,138円。

3 款保健事業費38万6,178円。

4 款諸支出金 1 万6,363円。

5 款予備費はなしでございます。

歳出合計でございます。予算現額が3,459万8,000円、支出済額が3,303万972円、繰り越しはなしで、不用額が156万7,028円、予算現額と支出済額との比較は同額でございます。

歳入歳出差引残額が154万6,881円でございます。平成24年 9 月12日提出、東白川村長。

58ページは省略させていただきます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見についての報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

そうしましたら、また議案書のつづりの村長説明の後からお願いします。

平成23年度決算審査意見書。地方自治法第233条第 2 項の規定により審査に付された平成23年度

一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成24年9月12日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく 安倍徹。東白川村長 安江真一様。

平成23年度決算審査意見書。

1. 審査の対象 平成23年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

2. 審査の時期 平成24年8月22日、23日の2日間。

3. 審査の方法 審査に当たっては、決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を行い、担当職員に説明を求め、決算計数の正確性、収支の合法性及び予算執行の妥当性の確認を行った。

4. 審査の結果 各会計とも決算は関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、正確かつ合法的に処理されており、財産の管理状況、予算執行も適切であったと認めます。

5. 決算の概要

総括。平成23年度予算は、第4次総合計画後期基本計画の最初の年度であり、人口に歯どめをかけることと、日本で最も美しい村連合に加入し、人口対策の一つとするとともに、東白川村を美しい村にして後世に伝えるよう努めることを目標とし、全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業については、全体的な視野に立っての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととし、22年度の繰越し事業とあわせて、積極的な予算編成が行われ、1. 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり、2. 安全で快適な暮らしが実感できる「住みよさ」のあるむらづくり、3. お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり、4. こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり、5. 健全な行財政運営に向けてを目指した方針で策定された予算です。

厳しい財政状況の中ですので、費用対効果を念頭に行政サービスの取捨選択と「入りをはかり、出ざるを制す」の経済原則を加味しながら予算の執行が行われました。

平成23年度の会計決算は、一般会計、歳入29億5,209万9,269円、歳出22億8,556万7,245円、差引残額6億6,653万2,024円。特別会計6会計で歳入11億3,052万3,936円、歳出10億3,304万9,305円、差引残額9,747万4,631円。合計、歳入40億8,262万3,205円、歳出33億1,861万6,550円、差引残額7億6,400万6,655円になります。

平成23年度の全会計の実質収支額は7億3,358万1,000円で、前年度と比較すると1億562万4,000円の増となっています。

昨年同様、多額の繰越金が出た主な理由は、地方交付税、前年度繰越金などが予算計上額以上に確保できたことなどです。

実質公債費比率は、数年前の県下ワーストワンから脱却して、さらに健全化が図られているところですが、本年度の実質公債費比率（3カ年平均）は13.5%で、昨年の比率15.1%と比較すると1.6ポイント改善されています。なお、この比率の単年度を比較しても、21年度15.3、22年度13.8、23年度11.6%となっており、着実に減少しています。

また、他市町村と比較し少なかつた財政調整基金も本年度も1億円積み立てられ、6億8,000万円になりました。

一般会計の実質収支額は6億3,751万4,000円で、繰越金としては多いと思いますが、近年多く発生している異常気象による集中豪雨の災害対策、今後更新が必要なCATVの施設、簡易水道等に備えることは必要なことと思います。

平成22年度で、国は景気対策を進めるために大規模な補正予算を行い、村へも、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金で多額の補助金が交付されましたが、年度後半であったため、事業の執行ができず、1億3,000万円余が繰越明許費で平成23年度へ繰り越され、23年度予算とあわせて執行されました（歳出ベースで前年対比105%）。

また、土木費、災害復旧費等で6,000万円ほど平成24年度へ繰り越されています。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかつた額は、一般会計、特別会計を合わせて5,800万8,000円で、前年度と比較して約6万円増加しています。村税、国民健康保険料、介護保険料、簡易水道料金、CATV加入負担金及び使用料、エコトピア住宅使用料、診療所診察料、後期高齢者医療保険料などで滞納が発生しています。この額は、村全体の歳入となるべき額の1.4%に当たります。

村では、参事を議長とした村税等滞納整理対策協議会で全庁的な取り組みが行われ、さらに21年度から徴収嘱託員を設置し、懸命に滞納額減少を図られています。また、差し押さえ業務も行われています。

23年度中に、村税、国民健康保険税で約516万7,000円の不納欠損処分がなされています。その理由は納税義務者の死亡によるものなどで、やむを得ないものと考えられます。法に照らし合わせ適切な処理を望みますが、完納者との不均衡が生じないよう一層の努力をお願いします。

なお、エコトピア住宅使用料の滞納額は約800万円ありますが、今後もふえ続けることが予想されますので、検討課題と思います。

平成23年度の決算審査では、次の2点を重点事項として実施しました。

1. 23年度で滞納になっている税等は24年度で適切に調定され、納入督促されているか。

23年度末の各種滞納額は、前にも述べたように約5,800万円あります。うち、22年度以前の滞納繰り越し分については、24年4月1日に滞納繰り越し分として調定されています。23年度現年度分の未納分は、出納閉鎖後の6月1日に24年度滞納繰り越し分として調定することとされています。大部分の滞納額は適正に調定されていましたが、一部調定漏れがありましたので、早急に調定するよう指示しました。

2. 村内各種団体等に交付している補助金、委託費については、要綱や委託契約に基づいて適正に行われているか。

23年度で村内の個人、団体に交付された補助金は約1億1,500万円あります。中山間地域直接支払交付金などのように、国・県の補助金を受け実施している事業も多くありますが、村単独で実施している補助制度も多くあります。今回、村単独の事業の一部を審査しましたが、おおむね良好と

認めました。

また、委託費の一部について審査した結果、委託内容に不備があったものがありましたので、改善を求めました。

以下、各事業別に意見を申し上げます。

1. 日本で最も美しい村推進事業。日本で最も美しい村連合への加入は、前年度からの悲願であり、関係者の並々ならぬ努力が身を結び、厳しい審査の結果、10月に加盟が決定しました。審査の中で承認された地域資源があり、それが白川茶の文化、東濃檜の里です。美しい景観を保持することも十分大切ですが、白川茶は村の大きな産業ですので、改植、防霜対策を進め、担い手を育てることが人口対策につながると思います。

2. 出会いの場構築事業。カラーリングを通して未婚男女の場を提供する事業が行われました。ふだん交流の少ない事業所間の連携も図れるよい点もあると思いますが、行政主導型では課題も多いようでした。官民協働の村づくり体制構築事業も進められています。継続した展開が必要と思います。

3. 公共施設等自主修繕支援事業。各自治会単位で道路、集会施設など修繕工事に資材を提供し、それぞれ地域の人たちが作業を行っている事業は、大規模な工事等は無理でも、集落の知恵で実施されているので、経費の節減にもつながると思われますので、今後とも積極的に推進してほしいと思います。

むすび。平成22年度の決算審査に当たり、要求した資料等提出いただき、それぞれ簡潔な説明をいただき、また質問にも的確に返答いただきました。心から感謝申し上げます。

昨年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原発の事故、円高・株安など、日本を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。また、領土問題など外交面でも不安が隠せません。あわせて、公債発行特例法案が今国会で成立されず、地方交付税の支払い延期など、国民生活を盾に政争が始まっています。先行き不透明なところは変わりません。

既に24年度も上半期が終わろうとしています。前年度の繰り越し事業や24年度の当初予算で計画された事業が着々と推進されているところですが、23年度の検証も加え、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日13日は全員協議会開催のため、14日から17日までは議案調査のため、休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、13日は全員協議会開催のため、14日から17日は議案調査のため、休会することに決定しました。

明日13日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また18日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後4時46分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員